

機械・装置等償却資産の保有状況等に関する調査研究

平成10年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

はじめに

財団法人 資産評価システム研究センターは、適切な地域政策の樹立に資するため、地域の資産の状況及び評価の方法に関する調査研究等の事業を実施することを目的として設立されました。

当評価センターにおける調査研究は、資産評価の基礎理論、地方公共団体等における資産評価技法等について、毎年度、学識経験者及び自治省並びに地方公共団体等の関係者をもって構成する資産評価システム、土地、家屋及び償却資産の各部門ごとの研究委員会において行われ、その成果は、会員である地方公共団体及び関係団体等に調査研究報告書として配布し、活用されているところです。

本年度の償却資産研究委員会の調査研究は、「機械・装置等償却資産の保有状況等に関する調査研究」と題して、(1)課税客体の捕捉に関する調査研究、(2)申告・納税手続の簡素化に関する調査研究、(3)事業用資産の範囲に関する調査研究、(4)外国税制に関する調査研究の4つを柱に行いました。本報告書の作成に当たって、(1)については、主に東京都、横浜市、倉敷市における捕捉の実態を事例をもとに調査研究を行い、(2)については、主に全国法人会連合会、日本税理士会連合会、東京電力株式会社からの意見をもとに調査研究を行い、(3)については、東京都から事例の紹介をもとに調査研究を行い、(4)については、アメリカ及びカナダの償却資産課税の実状を調査しました。

この度、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに公表する運びとなりましたが、この機会に、熱心にご研究、ご審議をいただきました委員及び関係者各位に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力する所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご援助をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究事業は、日本自転車振興会から競輪収益金の一部である機械工業振興資金による補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表するものであります。

平成10年3月

財団法人 資産評価システム研究センター
理事長 湊 和 夫

平成9年度 償却資産研究委員会委員名簿

委 員 長	矢 澤 富太郎	太田昭和監査法人会長
委 員	太 田 正 雄	横浜市財政局主税部固定資産税課 家屋償却資産係長
	小 川 徳 洽	農用地整備公団理事
	木 村 芳 生	東京都主税局資産税部固定資産評価課 資産評価特別副参事
	白 銀 和 夫	全国法人会連合会税制小委員会 小委員長代理
	須 永 清	株式会社日建設計顧問
	武 井 優	東京電力株式会社総務部部長
	田 邊 洋 樹	倉敷市総務局財政部資産税課長
	宮 口 定 雄	日本税理士会連合会常務理事

（五十音順）

目 次

はじめに

委員名簿

第 1 償却資産における課税客体の捕捉の実態について	1
1 啓発活動等	1
（1）啓発活動	1
（2）督促状の送付等	1
（3）申告書の事前配付	2
2 納税義務者の把握	2
（1）新規事業者の把握	2
（2）法人等の設立、開設等の届出	3
（3）保健所への申請・届出資料	3
（4）新增築家屋に関する資料	3
（5）その他	4
3 税務署調査	4
（1）税務署調査の意義	4
（2）調査の確認事項	4
4 実地調査の事前準備	5
（1）実地調査の意義	5
（2）質問検査権	5
（3）調査計画	6
（4）通常の実地調査以外の調査	6
5 実地調査	7
（1）帳簿書類等との照合	7
（2）課税時期の確認	8
（3）複数の市町村に資産が所在している事業者の確認	8
（4）大型特殊自動車の確認	9
第 2 申告・納税手続の簡素化について	11
1 申告事務に関する簡素化	11
（1）賦課期日	11

(2) 申告書の提出期限	12
(3) 理論帳簿価額	13
(4) 家屋と償却資産の区分	13
(5) 資産の増減がない事業者及び資産規模が小さい事業者	14
(6) 所在地ごとの申告	14
(7) 国税との関係	15
(8) 税制改正の成立時期	15
(9) 申告書のサイズ等	16
(10) 申告書の手引き	16
(11) 少額資産	17
2 納税手続に関する簡素化	17
(1) 市町村ごとの納税事務	17
(2) 前納報奨金	18
第3 固定資産税における「事業」の意義について	19
1 償却資産の課税客体	19
2 検討の背景	19
3 主な論議等	20
(1) 固定資産税における事業の意義	20
(2) 法令用語としての事業の意義	20
(3) 償却資産と土地・家屋との相違点	21
(4) 「（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が 所有するものを含む）」の意義	21
(5) 家庭用資産は課税客体外	22
(6) 公共法人等における取扱い	22
(7) 慈善事業、奉仕活動等	23
(8) 宗教法人	23
(9) 書画、骨董等	24
(10) 課税ベースの拡大等	24
第4 アメリカ及びカナダの償却資産課税について	25
おわりに	39
参考資料	41

第1 償却資産における課税客体の捕捉の実態について

償却資産における課税客体の捕捉方法について、東京都、横浜市及び倉敷市から説明を受けた。

各団体においては、それぞれ工夫を凝らし、課税客体の捕捉に取り組んでいるが、その概要は次のとおりである。

1 啓発活動等

(1) 啓発活動

- パンフレットの作成・配付。また、申告時期が近づく12月頃に、申告に関するポスターを作成する。
- 法人会、青色申告会、税理士会その他各種関係団体の協力を求めて、機会あるごとに説明会を実施する。

- 償却資産については、土地及び家屋とは異なり、納税者からの申告書が課税事務における基礎的な資料になることから、納税者からの申告が確実に行われること、及びその内容が正しく把握されていることが、その後の課税事務を適正に進めていく上で重要な要素となる。
- また、申告が適正に行われるように説明会や広報活動等を通じて啓発活動を行うことは、未申告者を減少させるためにも重要な業務である。

(2) 督促状の送付等

- 申告書を送付したにもかかわらず、申告をしてこない事業者に対しては「催告状はがき」、「呼出状はがき」等を送付する。
- それでも申告書の提出のない事業者については、直接出向き、実地調査を行う。調査に当たっては、ただ調査するだけでなく、制度の仕組みの説明、申告指導も行う。

- 申告義務があるにもかかわらず未申告となっている者には、確信的な未申告者と故意ではないが申告義務があることを認識していないために未申告となっている者がある。これらの未申告者について、市町村が何ら対策をとらずそのまま課税されないと、適正な課税事務を行っているとはいえないばかりでなく、誠実な納税者においても納税意欲が減退することにもなりかねないので、税負担の公平性の確保という面から何らかの対策が必要である。また、実地調査に当たっては、ただ調査するだけでなく、制度の仕組みや申告の必要性なども併せて説明することも重要である。

(3) 申告書の事前配付

- 11月後半から12月初旬頃までに申告書の用紙や前年申告の内容等を各事業者に配付する。
- 事前配付の対象者は、前年の申告者、新規開業者、新設法人、その他申告義務があることが確認されている者である。
- 配付資料は、申告書の用紙、明細書、前年の申告書、申告説明書等である。

- 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月31日までに、所有する資産の数量、取得価額、耐用年数等を当該資産が所在する市町村長に対して申告しなければならないこととされている。したがって、市町村長は、課税に当たって、第一義的に各納税義務者からの申告を待つこととなるが、申告漏れの防止や申告を促進するためにも、毎年、あらかじめ申告書を送付する。
- 申告書の用紙等の事前配付については、申告書の提出期限が毎年1月31日までとされているので、前年の11月後半から12月初旬頃までに各事業者に配付する。
- 事前配付の対象は、前年の申告者、新規開業者、新設法人その他申告義務があることが確認されている者であり、配付資料としては、申告書用紙、明細書、前年の申告書、申告説明書等である。ただし、課税標準となるべき額が僅かであるような零細事業者については、配付を省略している場合もある。
- 資産の変動が比較的少ない小規模な事業者については、所有する資産の状況に変更が無い場合、変更のない旨の連絡をもって申告に代えている場合もある。また、前年中に資産の増減があった場合は、増加し、又は減少した資産についてのみ申告を行っている場合もある。

2 納税義務者の把握

(1) 新規事業者の把握

償却資産については、土地における土地登記簿、家屋における建物登記簿に相当する資料が存在しないことから、その納税義務者については、第一義的には申告によって把握することになる。しかしながら、申告義務があるにもかかわらず、申告をしない者があったり、また、故意ではなくとも、申告義務があることを認識していない事業者もいるところであり、市町村において、申告とは別に納税義務者及び課税客体の把握に努める必要がある。

(2) 法人等の設立、開設等の届出

- 法人等の設立、開設等の届出書の閲覧を行う。
- この活用方法としては、法人の名称、住所、本店又は主たる事務所の所在地、事業種目、設立年月日等の把握をする。

- 新たに設立及び開設等をした法人は、納税地の所轄税務署へ定款及び設立登記に関する書類を添付して届出をしなければならない。これらの「設立」、「開設」、「異動」、「廃止」があった場合は、「法人等の異動届」が市町村へ提出されるため、これにより、法人等の設立・開設の状況等を把握することができる。
- また、法人等の設立・開設等の届出書では、法人の名称、住所、本店又は主たる事務所の所在地、事業種目、設立年月日等を把握することができる。なお、法人住民税のデータを償却資産の課税事務に活用できる電算システムを構築すれば容易に把握することができる。

(3) 保健所への申請・届出資料

- 保健所への届出等が義務付けられている理容・美容業、飲食業、病院等の環境衛生等に関する業種に対する情報を収集する。
- 具体的には、環境衛生台帳、食品衛生台帳を課税情報として活用する。

- 保健所では、理容・美容業、飲食業、病院等の環境衛生等に関する業種に対して、営業用施設の許可申請や開設の届出を義務づけており、当該申請書から住所、規模、開設者の氏名などの情報を収集することができる。また、ここからは比較的小規模の事業者を把握することができる。
- 具体的には、環境衛生台帳、食品衛生台帳等を課税情報として活用する。これらの情報については、保健所において届出書、申請書類等を閲覧し、転記を行うが、保健所の届出に関する電算システムを構築する際に、保健所資料を調査票形式のリストとして出力できるようにシステム構築をしている市町村もある。

(4) 新增築家屋に関する資料

- 建築確認申請から償却資産の情報を収集する。

- 建物及び構築物の新築、増築、改築を行う場合は、建築確認申請が提出される。この申請には、所在地、建築主、用途等の情報が記載されているため、用途が店舗又は事務所であると判明すれば、申告対象資産を保有していることが推測できる。

(5) その他

- 船籍簿の閲覧
- 財団法人自動車検査登録協会からのデータ提供
- 広告、看板、電話帳及びチラシ等
- 航空写真からの把握

- 船舶については、都道府県の水産課等で管理している船籍簿を閲覧し、船籍を確認し、申告漏れなどを把握することができる。
- 大型特殊自動車や建設機械等については、高額なものが多いが、事業所が小さいところが多く、また、移動するため捕捉し難い面がある。このような資産については、財団法人自動車検査登録協会で、有料だがデータ提供が受けられるので、このデータを利用することができる。
- 常日頃から市町村内を巡回し、広告や看板等により事業者を把握する。また、電話帳、広告のチラシも参考となる場合がある。
- 土地・家屋の課税資料として、賦課期日現在の状況を航空撮影している場合は、この航空写真が課税客体の捕捉に役立つことがある。例えば、駐車場等について、判明することがある。

3 税務署調査

(1) 税務署調査の意義

償却資産の調査を行う場合は、その対象は、納税義務者本人はもちろんであるが、所轄税務署などで事前に国税関係資料を調べておくとその後の調査事務を効果的に行える。例えば、国税関係資料と固定資産税の申告内容に相違があった事業者を重点的に調査を行うなどの対策を立てることができる。作業としては、国税の申告資料をもとに、固定資産税の申告内容が正しいかどうかをチェックするものである。

(2) 調査の確認事項

- 法人については、決算報告書と償却資産申告書の取得価額、評価額との照合を行う。
個人については、決算書と償却資産申告書との照合を行う。
- 法人税申告書別表第16と償却資産種別明細書との照合を行う。
- 国税の申告資料があるにもかかわらず、固定資産税が未申告となっている事業者の確認を行う。

- 法人については、決算報告書（貸借対照表、減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）

と償却資産申告書の取得価額、評価額との照合を行う。個人については、決算書（青色申告書、収支内訳書、減価償却明細書）と償却資産申告書との照合を行う。国税資料に資産が計上されているにもかかわらず、償却資産の申告がされていない場合は新規納税義務者の登録を行う。

- 法人税申告書別表第16と償却資産種類別明細書との照合を行い、法人税申告書別表16に資産が計上されているのに、固定資産税の申告が無い場合は、申告漏れである可能性が高く、また、その価格について明らかに差異がある場合は、当該資産について正しく申告されていない可能性が高い。
- 国税の申告資料があるのに固定資産税の申告がない法人については、申告漏れとなっている可能性が高いので、そういった法人については特に重点的に調査を行う。

4 実地調査の事前準備

（１） 実地調査の意義

固定資産税を賦課するに当たっては、その基礎となる課税事実すなわち納税者の所有にかかる固定資産の的確な把握をしなければならないが、そのためには、市町村が自ら進んで調査を行うとともに、必要に応じ、納税義務者に帳簿書類等の提示を求める等、質問、検査を行うことができないといけない。特に固定資産税は、普通徴収の方法により課税事務を行うものであり、質問、検査等は徴税機関の本来的な職務というべきものである。

また、償却資産については、土地、家屋とは異なり、納税者から申告を受け、この申告が課税事務について大きな役割を果たすものである。しかしながら、納税者からの申告をそのまま容認して課税事務を行うことは、申告内容が誤っていてもチェックすることができないということであり、実地調査を行うことによって、申告内容の誤りを補完するものである。

（２） 質問検査権

質問・検査等は、特に法律の根拠を待つまでもなく、一般の行政作用の一環として行うことができるものであるが、なお納税者において十分な協力が得られない場合を考慮し、徴税機関に質問検査の権限を法律上付与し、その検査拒否、不答弁あるいは虚偽答弁に対して罰則をもって臨むことにより、課税事実の把握の実効を期待しようとするものである。ただ、この質問検査の権限は、任意調査におけるものであり、納税者の意思に反し、あるいはこれを無視した強制調査を認めたものではなく、ただ質問検査の拒否等に関して罰則があるということによりその実効性を担保しているに過ぎないものである。

そこで、固定資産税の賦課徴収に関し必要がある場合は、質問又は帳簿書類その他の物件の検査を行うことができるものであるが、質問検査の相手方は次のとおり規定されている。

ア 納税義務者又は納税義務があると認められる者

イ アに掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

ウ ア及びイに掲げる者以外でその固定資産の賦課徴収に関し直接関係があると認められる

者

このうち、質問についてはアからウまでに掲げるすべての者について行うことができるが、検査については、ア及びイに掲げる者の事業に関する帳簿書類その他の物件に対してのみ行うことができる。

(3) 調査計画

- 調査の時期は、申告書の受付事務から賦課決定にかかる時期を除いて行うため、5月頃から11月頃までに行うことが多い。
- 5年間で、全ての納税義務者の調査が行えるように計画する。
- 償却資産の申告を税理士に一任している事業者の場合は、税理士事務所へ出向き調査を行う。
- この場合、同じ税理士について、何件かまとめて行えるようにする。

- 実地調査は、制度の周知徹底と資産の捕捉に最も効果的な手段である。また、未申告者の解消と申告内容の確認のため、調査の充実、拡充を図ることが求められるが、償却資産の数は膨大であることから、実際の調査に当たっては、調査人員、調査内容等をあらかじめ計画しておく必要がある。
- 調査の時期は、申告書の受付事務から賦課決定にかかる時期を避け、5月頃から11月ごろまでに行うのが一般的であるが、調査体制が確立している市町村では、年間を通じて調査を実施しているところもある。
- 固定資産税の賦課権の除斥期間は、5年間であるので、5年間ですべての納税義務者の調査が行えるように計画する。
- 償却資産の申告を税理士に一任している事業者の場合は、当該事業者だけでなく、税理士事務所へ出向いて調査を行うのが有効である。この場合、税理士等の都合も考慮し、同じ税理士について、1回につき何件かまとめて行えるようにし、事前に日程調整を行う必要がある。

(4) 通常の実地調査以外の調査

- 当該市町村の区域以外に本社等がある場合は、一般の税務調査とは別に所在地ごとの調査を行う。
- 未申告者、免税点以上で比較的資産が多い事務所、又は税務署調査で申告内容が相違していることが判明した事業者は、事前にリストアップしておき、場合によっては、一般の調査とは別に調査を行う。

- 償却資産の申告を行う事業者は、一般的には当該市町村内に事務所があることが多く、調査を行う場合も当該市町村内の事業所に出向くことが多いが、当該市町村の区域以外に本社があり、そこで経理が行われている場合は、本社に出向いて調査を行わなければならない、一般の調査とは別に所在地ごとに事業所等の把握を行っておく必要がある。
- 未申告者、免税点以上で比較的資産が多い事務所、又は税務署調査で申告内容が相違していると判明している事業者については、事前にリストアップしておき、一般の納税者とは別に重点的に調査を行うことも必要である。

5 実地調査

(1) 帳簿書類等との照合

- 申告書（償却資産種類別明細書）と固定資産台帳との資産ごとの照合を行う。
- ただし、資産件数の多い企業などで、一品ごとの照合が困難な場合は、償却資産申告書の種類別取得価額と固定資産台帳の取得価額の合計額を照合し、一致しない場合のみ一品ごとの照合を行う。
- 償却資産種類別明細書に記載された資産と現物との突き合わせ調査を行う。

- 申告書（償却資産種類別明細書）と固定資産台帳との資産ごとの照合を行う。固定資産台帳に記載されているが、償却資産種類別明細書に記載されていない資産は、申告漏れ資産である可能性が高い。具体的には、貸借対照表の帳簿価額と固定資産台帳又は減価償却資産明細書の価額を照合し、決算資料の連動性の確認をする。
- ただし、資産件数の多い大規模な企業などは、一品ごとの照合事務が膨大になることがある。そのような場合は、過去に課税漏れ等がない事業者については、償却資産申告書の種類別取得価額と固定資産台帳の取得価額の合計額を照合し、一致しない場合についてのみ一品ごとの照合を行う。
- 実地調査については、償却資産の購入から申告までの台帳、又は証拠書類の確認など書類関係を中心に行う照合確認作業と、種類別明細書に記載された資産と現物の照合を行う現物調査がある。実際の調査においては、書類関係の調査が中心になるが、資産を確認するという意味から現物調査もおろそかにはできない。

(2) 課税時期の確認

- 賦課期日と法人の決算日が異なる場合は、事業年度終了後の資産のままで申告していないか総勘定元帳、その他の原票等で確認する。
- 建設仮勘定に計上されている資産で申告のないものについては、その稼働日等の調査を行う。
- 新規に計上された資産については、前年以前の取得年が記載されていないか確認する。

- 賦課期日と各法人の決算日が異なる場合は多いが、決算日の資産の状況を申告していることがある。この場合、事業年度終了後の資産の増減が申告から漏れていことが考えられ、総勘定元帳、その他の原票等で確認する必要がある。
- 建設仮勘定にて経理されているものであっても、その一部が賦課期日までに完成し、事業の用に供することができる場合は、その完成部分は償却資産として課税対象となるので賦課期日現在の資産の状況を把握する必要がある。具体的には、建設仮勘定に計上されている資産で申告のないものについては、事業の用に供することができる状態にあるかどうかを確認をする。
- 償却資産種類別明細書の取得年月欄の取得年について、移管資産（他の資産所在市町村から移された資産）及び前年以前の取得年が記載されている資産は、取得年から前年までの間の申告が漏れている可能性が高い。例えば、平成9年度にはじめて申告された資産であるにもかかわらず、当該資産の取得年が平成7年度であれば、平成8年度分の申告が漏れている可能性が高い。

(3) 複数の市町村に資産が所在している事業者の確認

- 事業所が複数の市町村にある場合で、経理が事業所ごとに行われていないときは、各市町村へ提出されている償却資産申告書の取得価額と減価償却明細書の取得価額が一致しているかを照合する。
- この場合は、他の市町村へ提出した申告書を確認するか、場合によっては関係市町村に内容を確認する。

- 事業所が複数の市町村にある場合で、経理が事業所ごとに行われていないときは、各市町村へ提出されている償却資産申告書の取得価額と減価償却明細書の取得価額が一致しているか照合しなければならない場合がある。方法としては、他の市町村へ提出した申告書を確認するか、場合によっては関係市町村に内容を照合する。
- また、当該市町村の区域以外に本社等があり、そこで経理が行われている場合は、当該市町村への申告が漏れている場合もあるので、特に注意する必要がある。

(4) 大型特殊自動車の確認

○ 車両運搬具の中に自動車税、軽自動車税の課税客体以外の資産（大型特殊自動車）があるか確認する。

○ 車両運搬具の中に自動車税、軽自動車税の課税客体以外の資産（大型特殊自動車）があるか確認する。なお、事前にデータを持っていると確認が容易である（参照：2 新規事業者の把握（5）その他）。

第2 申告・納税手続の簡素化について

償却資産の申告・納税手続の実態について、納税者の立場からの説明を受けた。併せて簡素化という観点から種々の提案もなされたが、中には制度の根幹にかかわるものもあり、制度の見直しに当たっては、十分な検討が必要である。

1 申告事務に関する簡素化

(1) 賦課期日

固定資産税は、賦課期日である1月1日現在において所有する資産に対して課税することとなる。したがって、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに当該資産が所在する市町村長に申告することになる。一方、法人税においては、事業年度ごとに資産を把握することになるので、同じ資産について法人税と固定資産税で基準日を異にして資産を把握しなければならない。

- 固定資産税における償却資産の価格については、法人税又は所得税における減価償却費とほぼ同様の計算を行っているが、資産を把握する時期が、法人税は事業年度が基準になるのに対し、固定資産税は1月1日であるため、この基準日が異なることが多い。
- したがって、法人税と固定資産税とで、同じ資産について2通りの資産管理をしなければならず、負担を感じている事業者が多い。
- 賦課期日を法人の事業年度の末日とするとか、あるいは賦課期日を1月1日にするとしても、事業年度の末日以後に取得した資産については、翌年度の申告とすることを検討してもよいのではないか。
- 元々、固定資産税の課税標準となる価格等の計算は、法人税における減価償却制度に依拠しているものの、完全に一致しているものではない。しかし、賦課期日を各法人の事業年度に合わせることができれば、少なくとも基礎となる資産の把握に関する事務は一度で済ますことができる。
- 固定資産税と法人税とは別の制度であるが、事業者としては、固定資産税における償却資産と法人税における減価償却資産とで別の取扱いをしなければならないのは理解しがたい。
- 資産の状況というのは、法人であろうが、個人であろうが実際には決算期ごとに管理しているもので、決算期にならなければ分からないようなものがある。
- 例えば9月決算の法人が10月から12月までに取得した資産についても申告するというのは、制度としては理解できるが、実務上は相当な負担となる。1月中には、11月、12月の資料が整理されていない事業者もいる。

- 固定資産税という体系上やむを得ず賦課期日である1月1日現在において資産の状況を把握しているが、賦課期日を法人の事業年度に合わせることができれば、事務的にかなりの簡素化となる。
- 賦課期日を事業年度の末日にした場合、市町村も実務的に簡素化されるのでないか。それは、固定資産税の課税客体が決算の状況と一緒になるということであり、決算書を申告の代用とすることもできるのでないか。

(2) 申告書の提出期限

償却資産の所有者は、1月1日現在における当該償却資産の状況を1月31日までに申告しなければならない。この申告期限を1月31日としているのは、所有者の申告書を調製する時間的余裕と市町村における価格決定のために要請される事務上の都合（価格の決定は2月末日まで）との両者の事情を考慮して定められているものであるが、事業者の中には、1月1日現在の資産の状況を1月31日までに把握し、申告書を調製するというのが日程的に相当厳しいところもある。

- 申告期限が1月31日であるというのは、事業者にとっても税理士にとっても非常な繁忙期である。所得税の法定資料の提出時期とも重複し、贈与税や確定申告の事務とも錯綜する。
 - 市町村の中には「1月31日の申告期限を1月20日になっていますから御協力をお願いします」といった通知をするところがあるが、事務的にはかなり困難である。
 - 申告をする者としては、申告期限を短縮させられて提出を強いられるより、期限後の申告であっても、多少融通を効かせてもらった方が好意的に感じることができる。
 - 複数の市町村にまたがって所在している資産が多い場合、賦課期日から申告期限まで1月しかないというのは事務負担が重いと感じている。法人税同様2月程度は猶予を置くといったことも必要ではないか。
- ・ このことについて、市町村側から以下の意見が出された。
- 申告期限が1月末日となっているのは、その後、2月末日まで価格の決定が行われ、3月1日から3月20日まで縦覧を行わなければならないといったこともある。ただ、納税者からの申告を電算で処理しているようなところでは、2月末日となっても実務上可能な市町村もあろうかと思われる。
 - 現実に、償却資産の申告を決算期まで待つてほしいという事業者もいるが、その場合の取扱いは、とりあえず、資産の状況を前年どおりとして課税事務を進め、決算後に新しいデータに基づいた修正申告をしてもらい、処理をしている。現行制度ではこのような方法で行うしかないのではないか。

(3) 理論帳簿価額

固定資産税における資産の評価等については、固定資産評価基準により評価することになるが、償却資産の価格の決定に当たっては、さらに、いわゆる理論帳簿価額を下回ることとはできないこととされている。

しかしながら、この理論帳簿価額の算出については、かなりの事務負担を伴うにもかかわらず、実益に乏しいのではないか。

- 固定資産評価基準による評価額と理論帳簿価額とを比較する必要があるので、事業者は同じ資産について、同様の計算を2回行わなければならない。
 - 市町村においても、評価基準だけに基づいて償却計算を行うような形で管理していく方が、課税事務はスムーズになるのではないか。
 - 市町村によっては、理論帳簿価額の算出を求めていないところもあり、制度的に無くしても良いのではないか。
- ・ このことについて、市町村側から以下の意見が出された。
- 実際の申告では、資産の名称、取得年月、取得額のみを記載すれば、残りの計算等については市町村側で処理を行っているところもあり、理論帳簿価額は求めていないところもある。

(4) 家屋と償却資産の区分

固定資産税の課税客体である償却資産については、「土地及び家屋以外」の資産とされている。したがって、まず、土地又は家屋の範囲を特定しなければ償却資産の範囲は定まらないが、現実には一つの建物の中で家屋に相当する部分と償却資産に相当する部分が混在しているため、両者の区分に困難を来す場合がある。

- 建物勘定については、家屋であるのか償却資産であるのか判断が困難な場合がある。
- 建築業者にはある建物を2億なら2億でということに依頼しており、その内訳として電気設備であるとか、配管設備などの説明を受けたとしても、ある部分の価格を特定するのが難しい場合がある。したがって、建物付属設備で償却資産の課税客体になるものがあつたとしても、家屋との二重課税になるのではないかという心配がある。
- 賃貸マンションなどで賃借人が行う建物の内部造作については、賃借人のところで申告してもよいとしている市町村もあるようだが、「家主さんのところで行ったのだから家主さんのもの」という考え方もある。

(5) 資産の増減がない事業者及び資産規模が小さい事業者

償却資産の所有者は、毎年、1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに申告しなければならないこととされているが、課税標準となるべき額が150万円未満の資産規模が小さな事業者、及び設備投資などを頻繁には行わない事業者で資産の増減がない事業者の申告を簡素化できないか。

- 前年中に資産の増減が無いときは、申告書に印だけ押して申告して良いとしているところもあるが、ある時期までに申告書が提出されない場合は増減がないとみなし、課税事務が進められることがあっても良いのではないか。
- ・ このことについて、市町村側から以下の意見が出された。
 - 事実上、申告を省略している場合がある。例えば、前年のデータを事前送付し、その内容に異動がないことを確認した場合などである。
 - 市町村によっては、前年の申告分から異動のある資産のみを申告すれば良いとしてるところもある。
 - 実務上、資産規模が100万円程度の事業者（免税点に明らかに満たない者）については、資産が減少した場合は申告を不要とし、資産が増加した場合のみ申告を要とする取扱いをしている市町村もある。

(6) 所在地ごとの申告

償却資産の所有者は、資産が所在している市町村に申告をしなければならないが、同一事業者の資産が複数の市町村に所在していることもあり、所在する市町村ごとに申告をするのは、納税者にとっては相当の事務負担である。

- 市町村税である償却資産については、資産が所在する市町村ごとに資産管理を行い、申告をしなければならない。資産規模がある程度以上の事業者になると償却資産についても電算で管理しているので、それほど負担ではないともいえようが、電算で資産管理をしていないような事業者にとっては、所在市町村ごとに資産管理を行い申告するというのは相当な負担である。
- 政令市であると各行政区ごとに分別し、申告しなければならないが、これは行政側の都合を納税者に強いているように感じる。
- 複数の市町村に資産が所在している事業者については、申告書において、資産の所在地を記入する欄を設ければ、本社のある市町村だけに申告をすることで済むのではないか。

(7) 国税との関係

固定資産税における償却資産は、法第341条第4号において法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものと規定されているように、国税とは密接な関係があるが、国税における償却計算と完全には一致しないなど、若干の制度上の違いがある。したがって、各事業者においては、国税における減価償却資産の計算と固定資産税における償却資産の評価額の計算と、同一の資産につき、類似している別の計算を行わなければならない、二度手間である。

- 固定資産税と法人税とでは、償却計算が異なっているので、同一の資産について、固定資産の会計システムを法人税用と固定資産税用と並行的に管理しているという状況があり、二度手間と感じている事業者もいる。一つのシステムで管理できるようになれば、経費的にはかなり軽減される。
- 事業者というのは、法人税又は所得税などの国税を中心に事務体系を採っているのが通常である。つまり、固定資産税においても、国税との実務上の整合性が図れないものか。
- 例えば、法人であれば別表16、個人であれば青色申告書、また、収支決算書も償却資産の明細を入れることになっているので、それらを利用することができれば、納税者の事務負担は非常に軽減される。
- 固定資産税では、経理上で建設仮勘定である資産についても、事業の用に供することができる資産は申告しなければならない、建設仮勘定のなかで振り替えを行わなければならない場合があるが、実際には建設仮勘定の振り替えは、例えば、6月決算の法人であれば6月になってから振り替えを行うのがほとんどである。つまり、建設仮勘定中の資産を固定資産税の申告用に振り替えなければならない場合があるとしても、これに関する申告事務を誠実に行うほど事務負担が増加し、税金が増えることになる。

(8) 税制改正の成立時期

例年、翌年度の税制改正案は、賦課期日直前の12月末にまとめ、賦課期日及び申告期限が過ぎた3月末頃に国会を通過し、正式に決定する。具体的には、平成10年度の税制改正は、平成9年12月に政府案が固まり、平成10年3月に国会で決定されるということになるが、決定された内容については、平成10年分から適用されるものがあり、平成10年1月1日現在の償却資産に対して影響を及ぼすものがある。したがって、申告者の側からは、あくまでも政府案をもとに国会での法案成立を見越して申告作業を行うことになり、不確定な状況で申告書を作成することになる。

- 償却資産の申告を電算で調製している事業者は、税制改正において、特例率や特例対象資産の範囲に変更があった場合、短期間のうちに電算システムのプログラム修正を行うこととなり、申告事務の日程がかなりきつくなる。
- したがって、税制改正の実施については、翌年度分から適用するようにされると、事業者側の事務負担はかなり軽減される。

(9) 申告書のサイズ等

申告書の様式サイズは自治省令によりB4版（平成11年申告分よりA4版）とされているところであり、ほとんどの市町村でB4版が使用されているが、一部の市町村においては、他のサイズを使用しているところがあり、B4版で提出しても受け付けないところがある。

また、申告書の色は草色とされているが、資産規模が大きく、資産管理を電算で行っており、そこから直接申告書を印刷している事業者は、草色の申告書にて申告するのが難しい。しかしながら、草色にこだわる余り、このような電算から打ち出された申告書を受け付けないとしている市町村がある。

- 様式のサイズがB4があったり、A4があったりしてバラバラである。複数の市町村に申告しなければならない事業者は負担を感じる。
- 様式のサイズが異なる団体に、何時になったらサイズが変わるのか聞いたところ、昔、刷った申告書が残っているのでそれがなくなるまで待ってくれと言われ、いつ頃になるのか聞いたところ10年ぐらいかかるなどといっている。そんなのを納税者に強いるのはおかしいのではないか。
- 現在、各事業者は電算処理が進んでおり、申告書においても電算から打ち出されたものを提出しているところもある。この場合、申告書の色は黒色にしかないが、市町村の中には草色の申告用紙でなければ受け付けないところがある。

(10) 申告書の手引き

申告書の手引きが貧弱である。

- 非課税資産あるいは特例があるような資産については、どの資産が対象になるのか判断が難しい。例えば、ある施設について、平成何年まで取得の資産は非課税ですといったものがあるが、ではその施設は何かというと、条例何条を見なさいということになっている。そこで、条例何条を見ようとする市役所まで行かなければならない。申告に関する手引きに主な関連条文を掲載すれば良いのではないか。

(11) 少額資産

少額資産の取扱いについては、現在、依命通達において、法人税等における実際の取扱いに合わせる旨規定している。しかし、現在、法人税等において、その取扱い基準を変更する旨の検討がなされている。

- 固定資産税における少額資産の取扱いは、法人税又は所得税における少額減価償却資産の実際の取扱いに合わせて取り扱うよう、依命通達に規定されている。しかし、法人税及び所得税においては、少額減価償却資産の取得価額基準を20万円から10万円に引き下げるなどの見直しを検討されているが、このような見直しが行われた場合、固定資産税の取扱いはどうになるのか。
- 法人税又は所得税と異なる取り扱いをすると、課税ベースが拡大するばかりでなく、申告の事務負担が増大することになる。
- 平成10年4月1日以降、取得価額10万円未満の償却資産で当該資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたものは、原則として課税客体としない。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うものについても課税客体から除外する旨の説明があった。

2 納税手続に関する簡素化

(1) 市町村ごとの納税事務

市町村税である固定資産税の課税事務は、当然に市町村において行われるものである。したがって、資産が複数の市町村に所在している場合は、所在している市町村ごとに納税しなければならないが、市町村によって、納期に関する取扱いが異なっており、納税者によっては相当の事務負担となる。

- 固定資産税の標準納期は、4月、7月、12月、2月であり、それぞれの自治体の条例で定められているが、標準納期と異なる納期を設定している市町村がある。中には12回に分割して納期を設定しているところもあり、そのため、納期管理についてはかなりの事務負担を伴い、不要な人件費等を負担しなければならない。固定資産税の納付については、電算で管理するのが難しく、簡素化が行われにくく、かなりの負担を感じている。
- 標準納期以外の納期を設定していることのほか、納期限にかなりのばらつきがあり、納期の管理が非常に煩雑である。納期限の統一、あるいは納付窓口が一本化されれば、納税事務に関する負担が簡素化される。

(2) 前納報奨金

前納報奨金が低額である。

- 納期管理をしなくてもよいように、例えば一括して全額納付を行うとしても、現在の前納報奨金があまりにも低額であるのでキャッシュフローの有効利用といったことを考えると、前納報奨金制度を選択する余地はない。
- 自治体によって多少の差異があるのは理解できるが、前納報奨金の頭打ち制度を設けている市町村がある。規模の大きな会社についても一括納付が促進されるように前納報奨金制度を見直したらどうか。

第3 固定資産税における「事業」の意義について

1 償却資産の課税客体

固定資産税における償却資産の課税客体は、地方税法第341条第4号により「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。但し、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。」と規定されているところであり、償却資産の課税客体は事業の用に供することができる資産であることが必要である。

2 検討の背景

公共法人及び公益法人等の所有する資産について、固定資産税の課税客体となることを前提に非課税措置又は課税標準の特例措置が講じられているが、事業のもつ収益性があることを課税の要件とすると、公共法人及び収益事業を行わない公益法人等については、本来収益的性格を有しないので、これらの法人が所有する資産は、そもそも固定資産税の課税客体となる償却資産には該当しないこととなる。

したがって、これらの法人が所有する資産について、非課税措置又は課税標準の特例措置に関する規定はそもそも必要ないこととなり、実定法としての法体系上の整合性が保てない。

また、固定資産税の課税客体となる償却資産の範囲として、「これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む」旨、規定されている。この趣旨は、法人税又は所得税を課される資産と同種の資産を所有する法人税又は所得税を課されない者との負担の均衡を考慮したものである。

したがって、公共法人及び公益法人等の所有する償却資産についても、固定資産税の課税客体として観念されるものであるが、一方で、法人税法上の公共法人及び収益事業を行わない公益法人等は、「法人税を課されない者」であるにもかかわらず、収益性のないものを「事業」から除外すると、これらの法人が所有する償却資産は課税客体から除外されることとなり、規定との整合性を失することとなる。

3 主な論議等

(1) 固定資産税における事業の意義

この「事業」について、固定資産税逐条解説には、「一般に、一定の目的のために一定の行為を継続的、反復的に行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しない」とされているところであり、現行法の解釈としては、収益性の有無は「事業」の要件ではないこととされているが、一方で、事業には「本来収益的な性格をもつものであることを必要とする」とし、事業には収益性が必要であるとする見解もある。

- 事業をどのように考えるべきかということについては、意見が分かれる。
- 固定資産税逐条解説では、「事業とは、一般に、一定の目的のために一定の行為を継続的、反復的に行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しない。」とされており、収益性の有無ということは、必ずしも必要ではないとしている。
- 一方、固定資産税における事業ということについて、「事業というはある程度収益的な性格を持つものであることが必要である」、あるいは「本来収益的な性格をもつものであることを必要とする」とし、事業には「収益性」が必要であるという立場に立っている考え方も見られる。

(2) 法令用語としての事業の意義

法令用語辞典などには、「事業」とは「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいうが、営業及び事務と対比することによって観念を明確にすることができる」というように規定されており、一般的に「事業」といった場合には、そこに収益性があるかどうかというのは、関係がないと考えられる。すなわち、固定資産税における事業と、一般的に考えられる事業とは、その範囲が異なるのか。

- 法令用語辞典などには、「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的活動をいうが、営業及び事務と対比することによって観念を明確にすることができる」というようにされており、収益性の有無は勘案されていないものと考えられる。

(3) 償却資産と土地・家屋との相違点

償却資産と土地・家屋とでは性質が異なる。また、市町村との応益関係からも、土地・家屋とは異なる。

- 償却資産と土地・家屋とでは、固定資産税の中でもカテゴリーが少し異なるのでないか。非課税規定に該当しない限り、居住用の資産であっても事業用の資産であっても土地・家屋については、等しく課税客体となる。しかし、償却資産については誰がどのような使い方をしているかによって、課税客体になったりならなかったりする。
- 土地・家屋については、外形上で判断が可能であるが、償却資産については、納税者の協力がなければ捕捉し難い性質のものなので、所得課税制度に関連させた方が割り切りやすいとも考えられる。
- 償却資産は、土地・家屋のように誰が所有していても同じ扱いをするというのではなく、同じ物を所有していても異なった取扱いがされる。当初は、所得課税制度とセットで考えられていたのではないか。
- 土地・家屋については、そこにあるということによって、市町村との応益関係が判断できるのでそれほど問題はないが、償却資産については、事業活動というものを通じての応益性しかないのではないか。
- 例えば、パソコンを使っているからといって、市町村との応益関係があるとはいえない。そこには、事業活動を仲介しないと応益関係は説明ができないのではないか。償却資産は、いわゆる物税としての固定資産税の土地・家屋と同じベースでの応益関係はない。そういう意味では事業を経由しない限りは無理ではないか。

(4) 「（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）」の意義

地方税法第341条第4号の「（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）」とは、法人税法又は所得税法において非課税とされている者については、所得の計算上損金又は必要な経費に算入するということは現にないわけであるが、これらの者が所有する資産であっても、資産の本質において類するものであれば課税客体にするという趣旨であるとされている。

- 「これに類する資産」というのは、必要な経費に算入されるものに類する資産ではないか。実際に算入されないものまでこれに類する資産とはいわないという考え方もあるが、おそらく、この（ ）の内容は、法人税等を課されない者がおり、それが仮に法人、会社を持ち、損金として計上されて課税されるようになれば、そういうものを含むという趣旨でないか。
- 法人税法上の非課税法人に対しても、固定資産税を課税するということを念頭に置いて規定

したと考えると、法人課税と関連付けて取り扱うのは、逆向きの議論でないか。

- 例えば、会費収入で運営しているような公益法人は、対価性があるのか判断が難しい。現実には、「会費」という名目で金銭の授受が行われることは結構あるのでないか。
- 法人税法でも収益事業の範囲を拡大している。収益事業に関連するように考える方策もある。
- いずれにしても、整理するときは、何らかの規定の整備が必要ではないか。

(5) 家庭用資産は課税客体外

償却資産の課税客体を事業用資産に限定しているのは、家庭用の資産を課税客体から外すためであるという解釈もある。

- 家庭用の資産は償却資産の課税客体から除外するが、営利性の有無に関係なく、反復・継続して使用しているものは、事業とみなすということで整理できないか。
- 例えば、個人的にパソコンを持っても課税されないのは、事業ではなく趣味あるいは自家用ということで課税客体から外れる。つまり、ここに「事業」という要件が意味を持ってくる。
- 現実の取扱いとしては、「事業の用に供する」というのは、収益性をまったく無視して考えている。ただ、中には課税が漏れているものが実態としてはあるのかもしれないし、考え方が難しいものもあるのかもしれないが、それは一部であって、ほとんどは課税している。

(6) 公共法人等における取扱い

公共法人又は公益法人等については、法人税法上、非課税となっており、これらの法人が所有する資産について、現実に減価償却を行い損金又は必要な経費に算入するようなことはないが、固定資産税における償却資産の課税客体として、課税しているものもある。

- 公共法人等については、実務上、一般の法人と同じく、特別な扱いをしていない。申告内容が正しいか、正しくないかということについても、一般の法人と同様に実地調査を行って実態を把握しているところもある。
- 公益法人が本来の事業で、かつ、収益性が無い場合は、法人税法ではまったくの無関心である。それは当該法人が独自に会計経理に従って減価償却していようがまいが法人税法上はまったく関係が無いからである。そういう場合でもここでの減価償却費が損金又は必要な経費に算入されると言えるのか。
- これは、公益法人等の非課税や事業の収益性を捕らえていっているのではなく、法人税法の計算の規定一般をいっているように考えている。つまり、事業の用に供することができる資産の減価償却費が全て法人税法では損金算入を認めるわけではない。その中で法人税法で損金算

入を認めている種類の償却資産は、固定資産税の課税の対象となって、仮に非課税法人、公益法人等が所有していればそれも含むというように読むのでないか。

- 公益法人が認可されるのは、公益法人が行うものは全て公益事業だという考え方で認可されているはずだが、現実問題として公益法人の事業の中には営利事業に該当するものもある。つまり、非公益事業＝収益事業ではないし、公益事業＝非収益事業でもない。
- 本来の公益事業は、そもそも減価償却を想定していない。つまり、収益事業であれば当然減価償却を行うが、本来の公益事業は減価償却を想定しているとは言えない。
- 法人税法上の非課税法人であっても、固定資産税は課税するということを念頭に置いて固定資産税の仕組みが構築されたと考えれば、収益性の有無や法人課税と関連させるようなことを考えるのは逆向きでないか。

(7) 慈善事業、奉仕活動等

一般企業が行う慈善事業、奉仕活動などの用に供する資産については、企業活動の一環として課税対象となる。

- 一般企業の場合は、慈善事業、奉仕活動をするとしても、企業自体が商法上の法人で、そもそもトータルとして営利を目的としている。その活動の一部として、企業イメージを良くするという営業戦略として慈善事業を行っていたとしてもトータルとしては営利活動の一環と考えられるものである。
- したがって、企業が慈善事業用に取得した資産であっても固定資産税の課税客体になる。

(8) 宗教法人

宗教法人については、境内建物及び境内地が非課税とされているところであるが、それ以外は課税対象である。

- 宗教法人が所有する償却資産については、現実の取扱いとはともかく、文理解釈上は課税客体ではないか。
- 宗教法人などで、よく有料駐車場を経営しているようなことがあるが、そういった場合、その有料駐車場については、当然に課税客体となるものである。しかし、祭壇なんかについては、詳しいことは調べていないのが実情である。
- 具体的な話としては、袈裟が課税対象であるかという問題がある。袈裟というのはものすごく高額であるということだが、女優の着物は償却資産の課税対象になるのに、お坊さんの袈裟はならないのだろうかということがある。
- 宗教法人については、境内建物及び境内地のみ非課税規定があり、償却資産は規定されてい

ない。これは、償却資産については、あえて非課税規定を置かなかったのではなく、おそらくそんなものは課税対象にならないから書いていないのでないか。ただ、厳密に文理解釈すれば、宗教法人なんかはパソコンなどを持っていれば課税対象にはなる。

(9) 書画、骨董等

書画、骨董等の美術品については、法人税等において減価償却資産として償却が認められていないので、償却資産の課税客体にはならない。

- 美術品に相当するものは、法人税等における減価償却資産にはならず、実際に企業において何億円もの絵画を所有しているとしても、固定資産税の課税客体にはならない。もちろん、償却できないものは償却資産として課税の対象にはならないが、高価な美術品等が課税の対象にならないのは不合理ではないか。
- 美術品とまでにならない金額の低い装飾品などは、減価償却資産として償却が認められており、固定資産税も課税されるが、金額が高額なものになると美術品として課税対象から外れてしまう。

(10) 課税ベースの拡大等

事業の意義の解釈が変質しているのは、課税ベースの拡大という社会的背景があったのでないか。

- 固定資産税は、物税であるということに重きをおいたのでないか。つまり、物税であるなら同じ物は同じように扱うのが公平であると考え、減価償却資産の取扱い如何で課税対象になるものとならないものが生じることはあってはならず、同じ扱いをしなければならないという考えに基づき、課税ベースを広げていったのでないか。
- 大きな流れで、社会的背景としては、課税ベースの拡大というのがあったのではないか。
- 固定資産税というのは、かつて我が国が発展途上段階であった時のように重厚長大型税制だという人がいる。それは要するに物にしか課税しないからである。今や財産価値というのは、土地、建物よりもコンピュータソフト、そういったものに課税客体を移していくというか取り込んでいくとかそういった議論もあるが、果たして本当に地方税として地元の応益関係を証明できるかどうかという問題がある。

第4 アメリカ及びカナダの償却資産課税について

1 課税客体について

① 財産税の課税客体の定義

ルイジアナ州（アメリカ）

課税客体となる資産は不動産、動産、無形資産であり、資産に付随する持分権を含むものであり、不動産、不動産以外のすべての物品、金銭的価値のあるもの、現金、預貯金、投資債権、株式、フランチャイズ権、共同出資会社や類似の会社に対する持分が課税客体となる。

ユタ州（アメリカ）

課税客体となる資産は動産及び不動産であり、現金、預金、営業権、特許権、その他の無形資産は含まない。課税客体となる有形動産は、具体的には家畜、船、飛行機、自動車、家具・什器、機械、道具、製造途中過程にある原材料などの物品品目である。

オンタリオ州（カナダ）

課税客体となる資産は、土地及び土地に固定された不動産、物的財産であり、次のものを含む（土地、建物等に固定されていない、独立した償却資産は課税客体外である）。

- ・水に覆われた土地
- ・土地に植生する樹木、灌木
- ・すべての鉱物、鉱石、ガス、油、塩の採掘場並びに地中及び地下の化石
- ・建築物及び建築物や土地に固定されたすべての構築物、機械及び固定物
- ・高速道路、公共の水路に固定されたすべての構築物及び固定物

② 財産税の課税客体となる棚卸資産の定義

ルイジアナ州（アメリカ）

財産税の課税客体である棚卸資産とは、例えば次のようなものである。

- ・通常の商取引の販売のために保有されているもの
- ・来るべき販売のために、目下製造過程の途上にあるもの
- ・最終的には、消費されるか、又は販売されうるサービス
- ・販売に供されるか、又は流通活動に供されるもの

ユタ州（アメリカ）

棚卸資産は非課税である。

オンタリオ州（カナダ）

棚卸資産は非課税である。

③ 財産税の課税客体となる無形固定資産の定義

ルイジアナ州（アメリカ）

財産税の課税客体となる無形資産とは、あらゆる無形動産（ただし、公共サービスの資産は除く）、株、預貯金額、保険会社やローン会社、金融会社によってルイジアナ州で記帳された掛金に対する保険料額をいう。

ユタ州（アメリカ）

無形資産は非課税である。

オンタリオ州（カナダ）

無形資産は非課税である。

2 評価の方法について

ルイジアナ州（アメリカ）

評価は各年の1月1日現在に存在している物品の状態によって決められる。

各税額査定者は、各人が担当する区域の中で課税されることになるすべての資産に対して、法で制定された基準に従い、適正な市場価値を決定する。

適正な市場価値とは、通常の、一般的な条件のもとで、購入の意思があり、その資産に関する知識を有する買い手と、売却の意思があり、その資産に関する知識を持つ売り手との間で同意される資産の値段をいう。

適正な市場価値の決定基準は、行政手続法に従い公聴会が開催された後、ルイジアナ州税委員会によって採用される。

不動産と動産の適正な市場価値は、通常、次のような一般的に認知されている方法によって決定される。

1 マーケット・アプローチ

実際に市場で取引され、支払われたか、あるいは付けられている最新の価格に従って、市場価値の見積をする。

2 コスト・アプローチ

ある資産の価値が、その資産を取り換えるか、再生するかした場合にかかる価格を評価し、そこから減価償却し、それに土地の市場価値を加える。

3 収入アプローチ

純利益を生み出す投資資本金額により、予想純利益を導き出す。

ただし、公共サービスに供される資産については、ルイジアナ州の税委員会（又は同委員会から委託を受けた者）によって適正な市場価値が決定される。

このようにして決定された適正な市場価値に対して、次の割合で評価される。

- ・土地 10%
- ・居住のための増改築 10%
- ・土地を除く電気共同事業の資産 15%
- ・その他の資産（動産を含む） 15%

ただし、農業、園芸、沼地、山林については、適正な市場価値ではなく、利用価値の10%で課税される。

ユタ州（アメリカ）

有形動産は、1月1日現在の所有者の居住地所在の税管轄区（法律によって税委員会が評価する場合を除く）において、適正な市場価値を基に評価され、一定の率で課税される。「資産税管理業務標準」に規定されている適正な市場価値とは、その利用と関連価値について十分な知識があり、買う意思のある買い手と売り手との間で売買が行われるとき、現金に換算できる最も妥当な価格である。

オンタリオ州（カナダ）

市場価格によって評価するが、土地、建物に固定された償却資産を、当該土地、家屋と別個に評価しない。ただし、パイプ・ラインについては特別に評価方法が規定されており、設置後3年毎に5%ずつ、最低限度55%に達するまで償却して評価している。

3 申告、納税の手続きについて

ルイジアナ州（アメリカ）

税額査定者は、適正な市場価値を決定するに際して必要なデータを収集するのに自己申告書類を使うことができる。納税者は申告用紙を受け取ってから45日後か、4月1日のいずれか遅い方を期限として税額査定者に申告書を提出する。

申告書を期限までに提出しなかった場合は、資産の所有者はその税額査定者による評価に対して不服を申し立てる権利を失う。提出を故意に怠った場合は、支払うべき税額の10%が罰金として課され

る。また納税者が詐取の意図を持って虚偽の申告をした場合は、支払うべき税額の10%が罰金として課される。

機械設備、家具什器、棚卸資産その他の課税対象資産の申告様式は、行政手続法に従って公聴会を開いた後、ルイジアナ州税委員会から権限を委譲された者の承認を受け採用される。この様式は全州で統一して使用される。

なお、納税の期限は12月31日である。

ユタ州（アメリカ）

税額査定者は、評価の対象となるすべての動産、不動産について、1月1日正午現在の所有、管理の詳細を説明する宣誓供述書式に署名のある報告を求めることができる。この報告は、税額査定者から要求があった日から30日以内が期限となっている。

オンタリオ州（カナダ）

課税客体の把握は、選挙時の調査（評価法第15条）及び評価員の調査による。把握した資産の評価は州政府が行い、4月30日までに市町村あて評価額の通知を行い、市町村はそれぞれの行政需要により税率を6月までに決定し、課税している。実際には水道料金の納付時期と合わせており、市町村により納期を6回から8回に分割している。

4 その他

① 税率

ルイジアナ州（アメリカ）

評価率は市場相当価額の15%である。課税率は州内の場所毎に異なるが、州全体の平均は約10.6%である。

ユタ州（アメリカ）

税率は、自動車に関する以外は、それらが所在する郡において決定する。1996年の最低課税率はウェイン郡の0.0074で、最高課税率はサン・ホアン郡の0.0459であった。なお、自動車については一律に1998年の適正市場価格の1.5%で課税されている。

オンタリオ州（カナダ）

税率は市町村によって異なる。税率決定の方法は、まず、市町村の行政サービスを行うために必要となる額の合計を算定し、ここから助成金、手数料等の収入額を控除し、財産税として徴収するべき総額を決定し、この額と総評価額の割合によって税率を決定している。

② 非課税資産

ルイジアナ州（アメリカ）

- ・生産者によって所有されている農産物、農機具、及び農業目的に専有的に使われるその他の設備（種まき用の飛行機を含む）、農場の動物
- ・文化的目的、マルディグラのカーニバル用、又は市民活動に使われる資産で、所有者の利益のために使われるものでないもの
- ・モーター燃料にガソリンを使うボート
- ・人間の食用の海産物を集める商業用の船
- ・国際貿易に従事するか、ルイジアナ州の港が所在地となっている船舶、海洋ダグボート、いかだ

ユタ州（アメリカ）

- ・米国連邦法のもとで非課税とされている資産
- ・州、学校区、公共図書館の持つ資産
- ・カウンティ、市、町、特別区の資産
- ・非営利団体によって、宗教目的、慈善目的、教育目的のみの目的で所有されている資産
- ・埋葬地（民間又は法人の利益のために所有、使用されているものを除く）
- ・農業用設備と農業用機械
- ・無形資産
- ・1月1日正午現在にユタ州に所在する有形の動産で、通常の商行為により売りに出されているか、12ヶ月以内に小売業者、卸売業者、販売業者、加工業者、倉庫業者、製造業者、生産者、運送業者、農家、養家畜業者等の棚卸資産として最終的に州外へ運び出される予定になっているもの

オンタリオ州（カナダ）

- ・連邦政府及び州政府の財産
- ・先住民（indians）の土地
- ・教会の境内、墓地
- ・公共の教育施設
- ・慈善的あるいは宗教的な教育施設
- ・教育施設（50エーカー以下）
- ・公共病院
- ・高速道路、通信施設及び公共広場
- ・市町村の財産等

③ 会計年度

ルイジアナ州（アメリカ）

州の会計年度は7月1日から6月30日までであるが、州内各自治体はそれぞれ独自に会計年度を定めている。

ユタ州（アメリカ）

州の会計年度は7月1日から6月30日までである。

オンタリオ州（カナダ）

州の会計年度は4月1日から3月31日までであるが、市町村の会計年度は1月1日から12月31日である。

アメリカ合衆国の資産税（property tax）の概要

（○＝課税客体、×＝課税客体外）

区 分		アラバマ州	アラスカ州	アリゾナ州	アーカンソー州	カリフォルニア州	コロラド州	コネティカット州	デラウェア州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	○	○	○	○	○	○	○	×
	棚 卸 資 産	×	○	×	○	×	×	×	×
	無形固定資産	×	×	×	○	○	×	×	×
非 課 税 資 産		公害防止設備等	外国貿易指定地域 にある通関前の棚 卸資産		州、地方自治体の 産業振興債によっ て取得した資産		家畜、農業用設備	家畜、一定の農業 用機械等	林業用資産は30 年間非課税
評 価 基 準 日		10月1日	1月1日	1月1日	1月1日	3月1日	1月1日	10月1日	郡毎に相違
評 価 額		時価の20%	時価の100%	時価の10～30%	時価の20%	時価の100%	時価の21～29%	時価の70%	時価の100%
税率（州、地方の 合計税率）		0.4～4.36%	0.87～2.0%	9.35～15.9%	3.2%～6.68%	1%前後	0.3～1.13%	1.1～7.15%	0.3～1.35%
申 告 期 限		当局から通知後 30日以内	自治体により相違	5月1日	4月10日	5月の最終金曜日	4月15日		
納 税 期 間		10月1日 ～12月31日	自治体により相違	10月1日と 翌5月1日の 年2回	2月第3月曜日 ～10月10日	11月1日と 翌2月1日の 年2回	2月末日と 6月15日の 年2回		

区 分		ワシントン特別区	フロリダ州	ジョージア州	ハワイ州	アイダホ州	イリノイ州	インディアナ州	アイオワ州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	○	○	○	×	○	×	○	×
	棚 卸 資 産	×	×	○	×	×	×	○	×
	無形固定資産	×	○	○	×	×	×	○	×
非 課 税 資 産			船舶、車両等の登録税が課される資産	農作物、公害防止設備、連邦債、州債	農業用生産物倉庫等	登録済の車両、船舶、航空機 公害防止設備		登録税対象の車両 や商業用船舶 公害防止設備	
評 価 基 準 日		1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	3月1日 (棚卸資産は期中 平均残高による)	1月1日
評 価 額		時価の100%	時価の100%	時価の40% 農業用不動産30% 無形資産100%	時価の100%	時価の100%	人口20万超の郡を除き時価の3分の1	真正課税価値の3分の1(無形資産は時価の100%)	時価の100%
税率(州、地方の 合計税率)		0.96~3.4%	0.22~0.96%	2.12~5.35%	0.293~1.0%	0.986~2.716%	0.49~1.66%	6.3~28.2%	2.8~4.7%
申 告 期 限		動産: 7月 不動産: 申告不要	動産: 4月1日 無形: 6月30日 不動産・申告不要	4月15日	申告不要	特定の申告期限はなく、当局の通知による	申告不要	5月15日(無形資産は法人税、所得税申告と同時に)	5月1日
納 税 期 間		動産: 申告時納付 不動産: 9/15と 3/15の年2回	3月31日期限 なお、無形資産は 申告時納付	12月20日期限	8月20日と 翌2月20日の 年2回	12月20日と 翌6月20日の 年2回	人口300万超は6 月と8月、未滿は 3月と8月の1日	5/10と11/10の年 2回(無形資産は 申告と同時に)	10月1日と 翌4月1日の 年2回

区 分		カンザス州	ケンタッキー州	ルイジアナ州	メイン州	メリーランド州	マサチューセッツ州	ミシガン州	ミネソタ州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	○	○	○	○	○	○	○	○
	棚 卸 資 産	○	○	○	×	○	△（商業用のみ）	×	×
	無形固定資産	○	○	○	×	×	×	○	○
非 課 税 資 産		農業用機械装置、 事業用航空機 州、自治体の債券		自治体の債券 農作物、農業用機 械、家畜等	時価1万ドル以下 の穀物生産用機械 等	農漁業生産物、家 畜及び農業用具、 核退避壕	製造業の棚卸資産	農業用動産、登録 済車両、公害防止 設備	農業用機械、家畜 自治体債券 公害防止設備
評 価 基 準 日		1月1日	1月1日	1月1日 （棚卸資産は期中 平均残高による）	4月1日	1月1日	1月1日	12月31日	1月2日
評 価 額		時価の12～30%	時価の100%	時価の10～25%	時価の100% （実際は33～75% で評価）	時価の100%	居住用、商業用、 産業用等の別に時 価を基準に評価	時価の50% （無形資産は券面 額又は額面額）	時価の0.4～6%
税率（州、地方の 合計税率）		1.19～1.91%	0.001～0.8%	0.94～1.74%	1.55～2.61%	0.123～0.585%	0.71～2.34%	4.7～9.1%	10.48～14.83%
申 告 期 限		3月15日	3月1日	4月1日	自治体により相違	4月15日	自治体により相違	2月20日	自治体により相違
納 税 期 間		12月20日と 翌6月20日の 年2回	9月15日	12月31日	自治体により相違	7月1日	7月1日	自治体により相違 （無形資産は申告 時）	5月15日と 10月15日の 年2回

区 分		ミシシッピ州	ミズーリ州	モンタナ州	ネブラスカ州	ネバダ州	ニューハンプシャー州	ニュージャージー州	ニューメキシコ州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	○	○	○	○	○	○	○	○
	棚 卸 資 産	○	×	×	×	×	×	×	×
	無形固定資産	○	×	○	×	○	×	×	×
非 課 税 資 産		農作物、家畜、農 業用具、漁船、株 式、預金		農業、牧畜用スプ リンクラー等	農業用工作機械、 登録済車両	登録済車両、公害 防止設備		不動産に永久的に 付着する資産、登 録済の車両・船舶	登録済車両
評 価 基 準 日		1月1日	1月1日	1月1日又は当該 資産の登記日	1月1日	7月1日	4月1日	10月1日	1月1日
評 価 額		時価の10～30%	時価の12～33.3%		動産：帳簿価格 不動産：時価の 100%		時価の100%	不動産：時価の20 ～100%、動産： 取得額の20%以上	時価の33.3%
税率（州、地方の 合計税率）		5.3～12.4%	0.14～1.03%	予算に応じて決定	2.1～2.9%	1.6～3.64%	1.83～4.33%	0.13～1.19%	1.61～3.73%
申 告 期 限		4月1日	3月1日（製造業 機械装置等は5月 1日まで）	自治体により相違	5月1日	7月31日	4月15日	自治体により相違	2月末日
納 税 期 間		2月1日、5月1 日、8月1日の年 3回	税額通知書送付後 20日以内	11月30日と 翌5月31日の 年2回	動産：11/30と翌 6/30、不動産：4/ 30と8/31	8月第3金曜日、 10月、1月、3月 第1月曜日	7月1日と 12月1日の 年2回	2、5、8、11月 の各15日	11月10日と 4月10日の 年2回

区 分		ニューヨーク州	ノース・カロライナ州	ノース・ダコタ州	オハイオ州	オクラホマ州	オレゴン州	ペンシルバニア州	ロード・アイランド州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	×	○	×	○	○	○	×	○
	棚 卸 資 産	×	×	×	○	○	×	×	○
	無形固定資産	×	○	×	×	×	×	×	○
非 課 税 資 産		防空壕等	公害防止設備等		自治体の債券 登録済車両	従業員の増加を伴 う年間25万ドル以 上の設備投資	核退避壕、公害防 止設備、生物、農 業用収穫設備		農業用機械装置、 生物、核退避壕、 公害防止設備
評 価 基 準 日		1月1日	1月1日	2月1日	1月1日 (事業用動産は12 月31日)	1月1日	7月1日	特定の基準日なし (9月までに評価 終了)	12月31日
評 価 額		時価の100%以下	時価の100%	時価の50%	時価の35%限度	時価の35%以下	時価の100%	時価以下	時価の100%
税率(州、地方の 合計税率)		9.9~10.9%	0.71~2.01%	0.35~0.57%	0.38~1.64%	0.6~1.85%		予算に応じて決定	0.926~3.46%
申 告 期 限		申告不要	1月末日	申告不要	2月15日~4月30 日	3月15日		申告不要	4月1日~15日
納 税 期 間		7月、10月、翌1 月、4月の各1日	9月1日	2月末日と 10月14日の 年2回	12月31日と 翌6月20日の 年2回	1月1日と 4月1日の 年2回		自治体により相違	自治体により相違

区 分		サウス・カロライナ州	サウス・ダコタ州	テネシー州	テキサス州	ユタ州	バーモント州	バージニア州	ワシントン州
課 税 対 象	土 地	○	○	○	○	○	○	○	○
	家 屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	償 却 資 産	○	×	○	○	○	○	○	○
	棚 卸 資 産	×	×	×	○	×	○	×	×
	無形固定資産	×	×	×	×	×	×	×	×
非 課 税 資 産		家畜、家禽 農業用機械装置等			農作物、太陽熱・ 風力利用設備	農業用機械装置 家畜等の生物	農業用資産、車両 核退避壕、公害防 止用設備	公害防止設備	車両、航空機等
評 価 基 準 日		12月31日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	4月1日	1月1日	1月1日
評 価 額		時価の4～10.5%	時価の100%	時価の25～55%	時価	時価の100%	動産：時価の2% 不動産：時価の1% (※)	時価	時価の100%
税率（州、地方の 合計税率）		2.24～3.46%	2.24～5.86%	2.6～7.2%	0.54～2.21%	1.23～1.92%	1.9～2.88%	1.02～14.06%	0.88～1.66%
申 告 期 限		3月1日	自治体により相違	3月1日	4月1日	自治体により相違	4月20日	5月1日	当局が指定
納 税 期 間		自治体により相違	4月30日と 10月31日の 年2回	自治体により相違	自治体により相違	自治体により相違	年4回（期日は自 治体により相違）	12月5日	4月30日と 10月31日の 年2回

バーモント州の※ 次のいずれか ①連邦法人税上、償却未済のもの＝取得原価の50%。償却済＝10%
②「連邦法人税上の簿価」と「取得原価の10%」のいずれか多い額

区 分		ウエスト・バージニア州	ウィスコンシン州	ワイオミング州
課 税 対 象	土 地	○	○	○
	家 屋	○	○	○
	償 却 資 産	○	○	○
	棚 卸 資 産	○	×	×
	無形固定資産	○	×	×
非 課 税 資 産		現金預金	核退避壕、農業用 機械装置、生物、 車両	農業用生物、公害 防止設備、登録済 車両
評 価 基 準 日		7 月 1 日	1 月 1 日	2 月 1 日
評 価 額		時価の 6 0 %	時価の 1 0 0 %	時価の 9. 5 ～ 100 %
税率（州、地方の 合計税率）		0. 31 ～ 3. 77 %	2. 4 ～ 4. 09 %	0. 62 ～ 1. 05 %
申 告 期 限		10 月 1 日	3 月 1 日	2 月第 1 月曜日
納 税 期 間		9 月 1 日と 翌 3 月 1 日 の年 2 回	1 月 31 日と 7 月 31 日の 年 2 回	9/11 ～ 11/10 まで と 3/1 ～ 5/10 まで の年 2 回

※出典 須田徹著「アメリカの税法」（中央経済社）

おわりに

今回、機械・装置等償却資産の保有状況等に関して、現行の償却資産課税制度を踏まえたうえで、その課税客体としての捕捉、申告・納税手続の簡素化、事業用資産の範囲などの点から調査研究を行ってきたが、現行の償却資産課税制度については、法人税及び所得税の体系に依拠しつつも、賦課期日の制度、課税標準となるべき価格の算定方法、償却の方法等について、国税と異なる仕組みを採っている結果、納税者からみれば不合理な面が生じているという意見とともに、申告事務の簡素化という観点から、これを法人税と合わせれば、相当な事務負担の軽減になるのではないかという意見がある。

具体的には、固定資産税から償却資産を分離して別の税体系にしてはどうか、固定資産税における賦課期日を各法人の事業年度の末日としてはどうか、徴収の方法を申告納付方式に改めてはどうかといったものである。

一方で、地方分権の推進という観点からは、国税に準拠した税制を地方の独自財源の充実確保、あるいは住民自治の推進という視点に立ったものに改めるべきであるという要請もある。

また、地方税務職員数の抑制、効率的な税務行政の推進という観点からは、地方団体の独自性を尊重しながらも、国税と地方税との間で連携すべきところは連携していく必要がある。納税者の便宜という観点からも、国と地方団体、地方団体相互間の連携も必要である。

このような視点も含め、固定資産税制度における償却資産の位置づけ、財産税としての税の性格や課税方式等について、土地や家屋との整合性にも留意しながら、今後十分な論議を踏まえて、そのあり方を考える必要があろう。

参 考 資 料

『固定資産税逐条解説』の変遷

自治省編集『固定資産税逐条解説』（地方財務協会発行）

昭和35年発行

「事業とは、対価を得るために、継続的、反復的に行われる行為をいう。したがって、公益法人等においてもっぱら公益のために使用されている資産等は、ここにいう事業の用に供する資産、すなわち償却資産とはいえないが、同じく公益法人のようなものが所有している資産であっても、それが収益事業の用に供されているものである場合には、ここにいう償却資産とされる。」

昭和42年発行

「事業とは、営利又は収益の目的のために、一定の行為を継続的、反復的に行うことを言う。したがって、公益法人等において専ら公益のために使用されている資産は、ここにいう事業の用に供する資産、すなわち償却資産とはいえないが、同じく公益法人のようなものが所有している資産であっても、それが収益事業の用に供されているものである場合には、ここにいう償却資産とされる。」

昭和46年発行

「事業とは、一般に、一定の目的のために一定の行為を継続的、反復的に行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しない。」

償却資産における「事業」についての各種解説

奥野誠亮著『地方税法』（羽田書店、昭和25年発行）

「事業というのは、ある程度収益的な性格をもつものと解さなければならない。従って、もっぱら学術の研究を目的とする公益法人が、研究の用に供している資産であるとか、博物館などで公衆の展覧に供している資産などは、事業の用に供することができる資産には含まれない。」

河西俊一著『固定資産税』（学芸書房）

「「事業」とは、対価を得るために、継続的、反復的に行われる行為をいう。必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものであることを必要としないが、当該事業が、本来収益的な性格をもつものであることを必要とするものと解される。」

望月宝、家田薫、清水英明共著『償却資産を中心とする固定資産税』（政経書院、昭和39年発行）

「固定資産税においては、事業とは、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものであることを必要としないが、当該事業が本来収益的な性格をもつものであることを必要とするものと解するのが至当であろう。」

佐々木喜久治著『固定資産税』（税務経理協会、昭和43年発行）

「「事業」とは、一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものであることを要しないが、その事業が本来収益的な性格をもつものであることを必要とされると解されている。従って、公益法人がもっぱら公益のために使用する資産は、ここにいう事業の用に供する資産、即ち償却資産には含まれないが、公益法人が公益事業を行う一助として収益事業をあわせて行っている場合には、その収益事業に供されている資産は、課税客体となる償却資産になるわけである。」

前川尚美、杉原正純共著『現代地方自治全集』（ぎょうせい、昭和52年発行）

「ここで「事業」とは、一般には、一定の目的をもって一定の行為を反復継続的に行うものをいうものであり、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることは要しないが、課税客体として償却資産を含めた固定資産税の創設の趣旨からいっても、本来的には収益性をもった経済活動に限るものと解される。従って、例えば、公益法人の公益事業、労働組合の労働活動、政党の政治活動、文化団体の文化活動等は、一般的には収益性をもった行為とは言い難いものであるので、原則として、ここでいう「事業」には該当しないものと考えられる。」

行政実例

労働組合法による労働組合の償却資産の取扱いについて

（昭和37年5月1日 日立市長宛 自治省固定資産税課長回答）

問 労働組合法による労働組合が所有し、かつ使用する償却資産は、法第348条（固定資産の非課税の範囲）等に、何等の規定なきを以て当該全資産について賦課すべきものと思料されますが、いかがでしょうか。

なお、若し労働組合が一般の営利を目的とする企業と趣きを異にするの故に法第341条に言う事業の用に供することができる資産とは解されないものとすれば、下記のような取扱いをして差支えないものでしょうか。

記

- 一 労働組合が組合としてその用に供する事務用机、椅子等、什器備品は課税しない。
- 二 労働組合が入場料（30円）を徴して、組合員及び組合員の家族に不定期的に映写し、観覧せしめる設備（償却は行っていない）については事業の用に供するものとして課税する。

答 労働組合は、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを本来の目的として組織されている団体であって、その団体の本来の目的を遂行するために通常行われる活動は償却資産の課税客体となるべき要件である事業には該当しないものと解する。したがって設問一の労働組合が組合としてその用に供する事務用机、椅子、什器備品等は、組合本来の目的のために使用されていれば、いわゆる「事業の用に供することができる資産」とは認められないので、固定資産税を課することはできないものである。

また、設問二の労働組合が入場料を徴して組合員及びその家族に不定期的に映写し、観覧せしめる設備については、組合活動の一環として組合員のレクリエーション等のために行われ、また、いわゆる収益事業と認められない以上、「事業の用に供することができる資産」には該当しないものであるから、固定資産税を課することはできないものと解する。

事業の概念図

一般企業等の事業		公共法人等の事業		国・地方公共 団体の事業	
営 利 事 業	慈善活動 奉仕活動	非収益事業(本来の事業)			収益事業 (本来の事 業以外の事 業)
		収益性の ある事業	収益性の ない事業		

公営企業金融公庫（金銭貸付業）

日本道路公団（有料道路事業）

日本中央競馬界（興行業）

日本開発銀行（金銭貸付業）

新東京国際空港公団（運送業）

日本鉄道建設業公団（鉄道建設業）

本州四国連絡橋公団（有料道路事業）

日本放送協会（放送業）

中小企業金融公庫（金銭貸付業）

日本輸出入銀行（金銭貸付業）

阪神高速道路公団（有料道路事業）

日本育英会（金融貸付業）等法人税法別表に掲げる

法人等の行う事業

N P O

N G O

政党

ボランティア団体

労働組合

宗教法人 等が行う事業

（注） 公共法人等とは、法人税法上の公共法人、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等並びに営利事業を行わない団体又は個人をいう。

賦課期日について

地方税法（抄）

（固定資産税の賦課期日）

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

○ 『固定資産税逐条解説』（自治省固定資産税課編集）

「固定資産税は、固定資産所在の市町村において、固定資産に対し、その価格等を課税標準として、その所有者に課するものであるが、これを具体的な納税義務として確定させるには、何日現在において所在する固定資産に対し、何日現在の価格を課税標準として、何日現在の所有者に課するのであるかを明らかにする必要がある。賦課期日は、この課税要件を確定せしめたるための現在日である。この賦課期日は課税年度の初日の属する年の1月1日である。すなわち、毎年1月1日とその年の4月1日から始まる年度の分として課税される固定資産税の賦課期日となるものである。

固定資産税の賦課期日が1月1日とされているのは、年の初日であって一般に固定資産の移動が少なく、課税要件を確定するのに便宜であること、年度当初に課税を実施するためには賦課期日以後固定資産の調査、価格の決定、固定資産課税台帳の縦覧等の諸手続のため相当の期間を必要とすること等の理由に基づいている。

固定資産については、このように賦課期日制度がとられているので、法律又は条例によって定められている課税要件は、賦課期日現在の事実について適用される。」

○ 『固定資産税（平成8年度版）』（佐々木喜久治著）

「この賦課期日の規定は、地方税に特有のものということができるが、せまい国土に多数の地方公共団体があり、経済流通の複雑化するに伴い、何人がどの地方団体に納税義務を有するかを確定せしめる方法をとらなければ、課税の重複を来す恐れのある場合が非常に多い。従って地方税法は、課税客体の規定によって重複課税の恐れのない税目は別として、多くの地方税に賦課期日の規定において、課税要件を確定する方法をとっている。」

（具体例）

道府県民税（個人）、市町村民税（個人）、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入猟税など

（注）現在は地価税においても類似の制度があり、個人又は法人がその年1月1日午前零時（課税時期という。）において有する土地等を課税の対象としている。

事業年度終了後でなければ、取得価額が確定しないもの

法人税基本通達（抄）

（借入金の利子）

7-3-1の2 固定資産を取得するために借入れた借入金の利子の額は、たとえ当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであつても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができるものとする。

（固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示）

7-3-3の2 次に掲げるような費用の額は、たとえ固定資産の取得に関連して支出するものであつても、これを固定資産の取得価額に算入しないことができる。

(1) 次に掲げるような租税公課等の額

イ 不動産取得税又は自動車取得税

ロ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの

ハ 新增設に係る事業所税

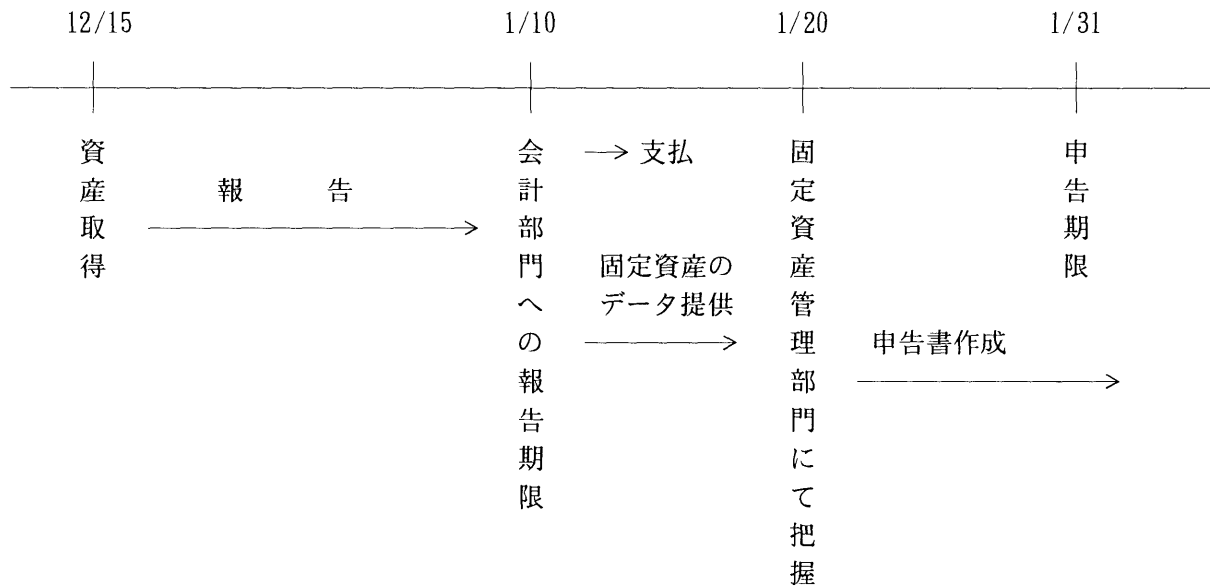
ニ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

(2) 建物の建設等のために行つた調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となつたものに係る費用の額

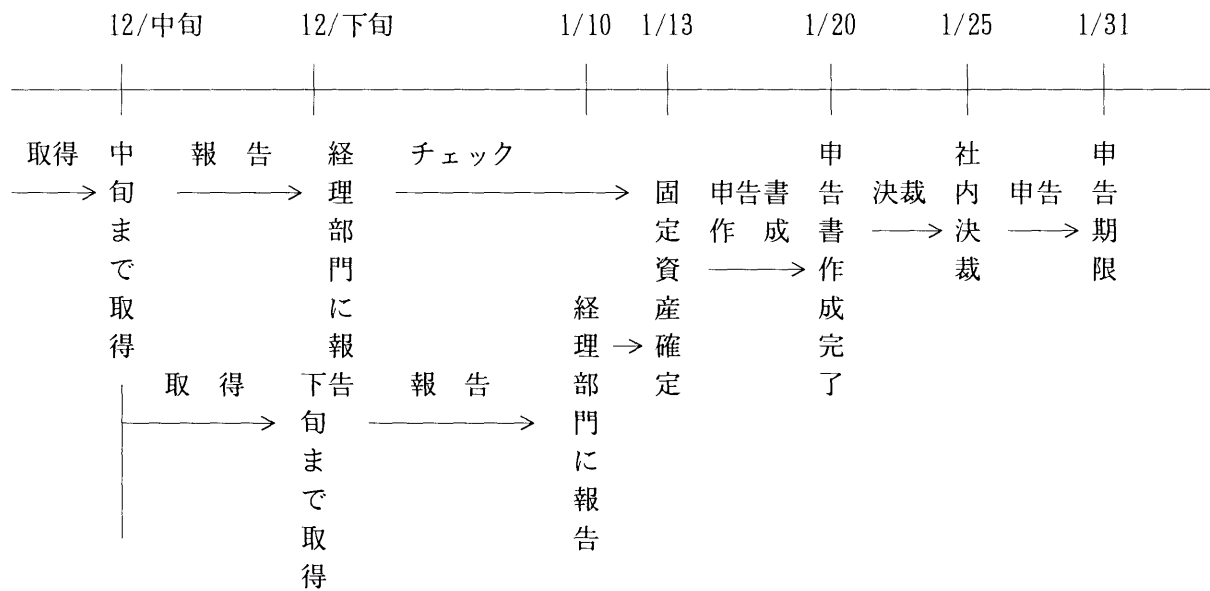
(3) いったん締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

1 2 月中取得資産の事務日程

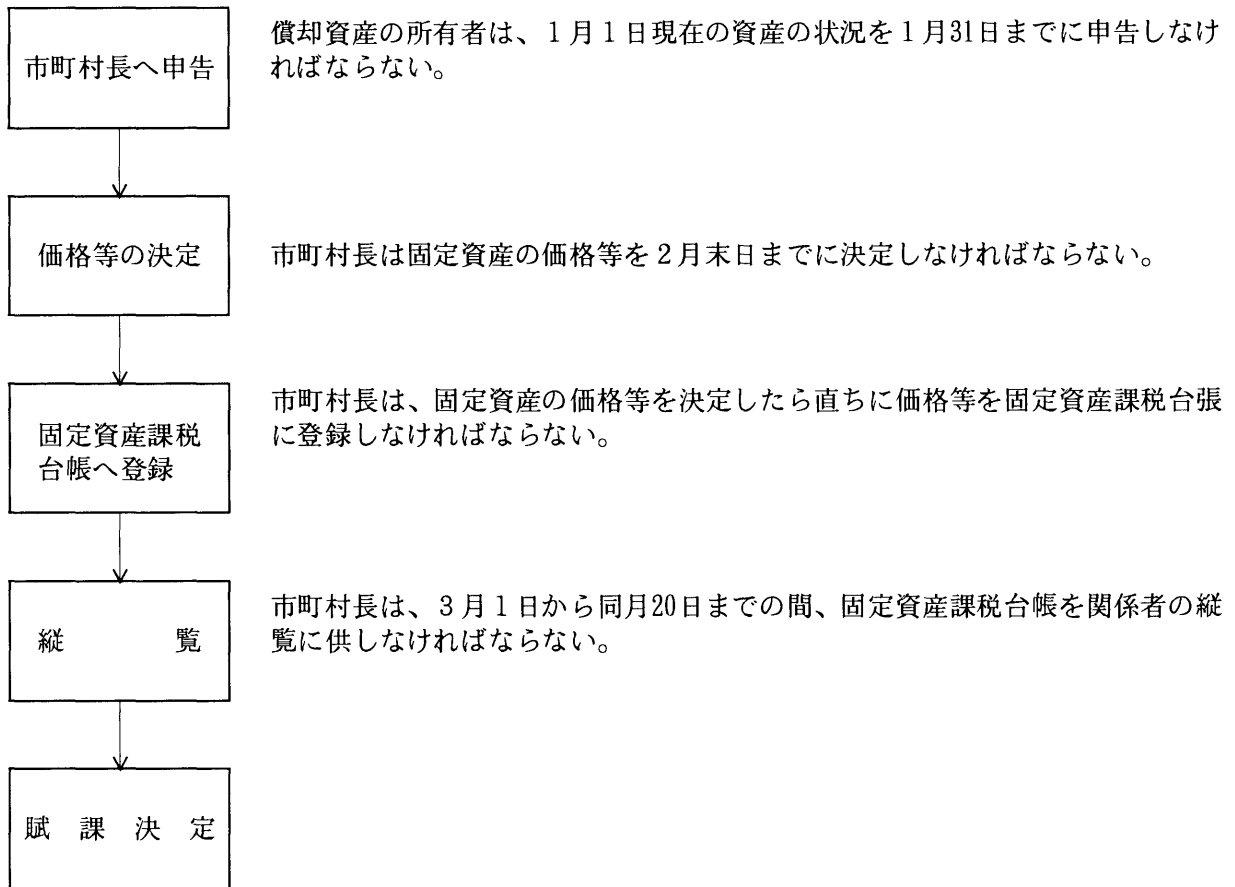
某通信事業会社



某鉄道会社

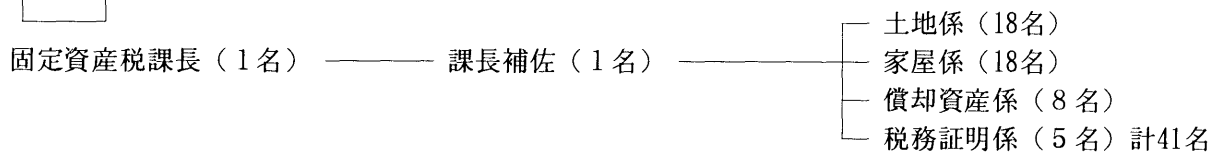


償却資産の課税事務

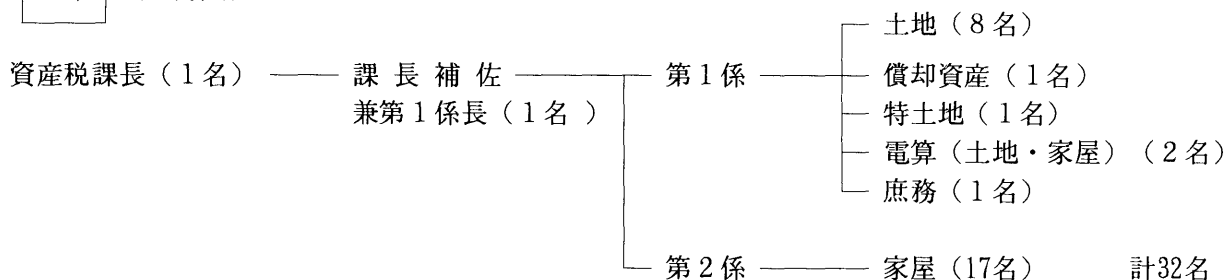


固定資産税関係の人員体制

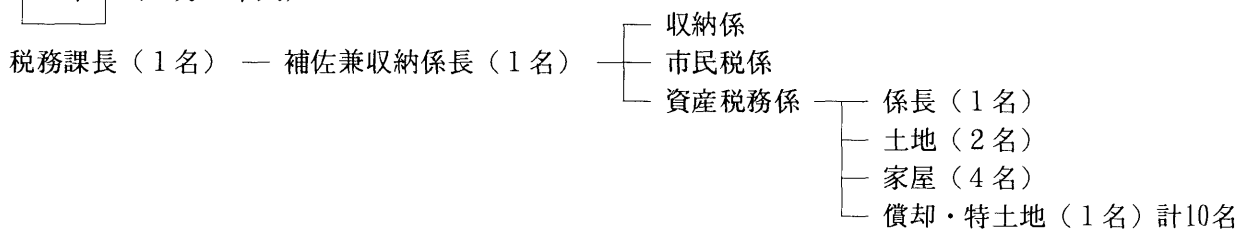
K 市 (30万人)



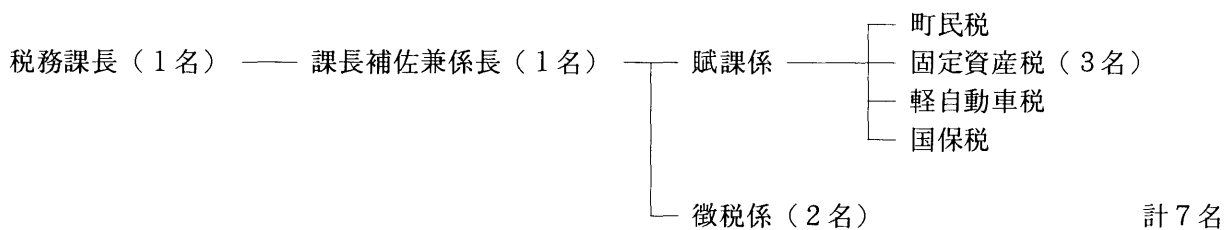
S 市 (16万人)



N 市 (3万5千人)



Y 町 (9千人)



平成9年度 事務予定一覧表

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
事 務 処 理 内 容	～4/21縦覧	当初納税 通知発送	過年度更正 通知発送	2期更正 通知発送	過年度更正 通知発送	3期更正 通知発送	過年度更正 通知発送		4期更正 通知発送	過年度更正 通知発送		
				一	般	調	査			当 初 処 理		
	～4/21 未申告者電 話等申告指 導	5/20～5/23 玉島税務署 (個 人)	6/23～6/27 玉島税務署 (法 人)	6/17～7/31 〔遠 隔 地 調 査〕 東京 〔大島・澁谷〕 東京 〔澁谷・渡辺〕 大阪 〔富山・藤原〕		9月～10月 〔遠 隔 地 調 査〕 東京 〔大島・渡辺〕 大阪 〔澁谷・渡辺〕 神戸 〔富山・藤原〕						
		5/1～5/20 概要調書作成 〔富山・澁谷〕			8月～9月頃迄 申告の手引き作成 〔藤原・渡辺〕		10/13～10/31 新規義務者把握 〔富山・藤原〕		11/25～12/13 申告書作成・発送			
	4/4～4/18 自治大臣 配分入力 〔藤原・澁谷〕	5/8～5/20 交付税作成 〔澁谷・藤原〕		7/10～7/25 大規模償却資産 〔渡辺・富山〕	？～？ 中小企業調査 〔澁谷・渡辺〕							
		5/16～ 減免 新規分処理				9/8～9/20 交付税作成 〔澁谷・藤原〕			11/17～12/10 歳入見込み 〔渡辺・富山・大島〕			
	当初納通 ブッキング 封入	当初申告 過年処理		2期更正 過年処理		3期更正 過年処理			4期更正 過年処理			減免 継続分 決裁

IV 書き方と計算のしかた

1 申告書及び明細書の記入方法

(1) 初めて申告される方（氏名等が印字されていない場合）の償却資産申告書の記入方法

（申告書送達先のみ印字されている場合は、こちらを参考にしてください。）

太枠で囲まれた各項目の内容を記入してください。

平成 9 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

平成 9 年 1 月 17 日 横浜市 鶴見区 区長様

受付印

申告書送達先 〒230- 横浜市 鶴見区 鶴見中央 3-20-1 横浜 次郎

住所 (〒230-) (住所・電話番号を記入してください。)

氏名 ヨコハマ ジロウ (氏名・名称・代表者の氏名・屋号を記入してください。)

横 次郎 (印)

事業種目 不動産賃貸管理

事業開始年 60 年 4 月

この申告に
応答する者
の氏名 横 次郎

税理士等の
氏名 港 南 太郎

7 短期耐用年数の承認 有・無

8 増加償却の届出 有・無

9 非課税該当資産 有・無

10 課税標準の特例 有・無

11 特別償却又は圧縮記録 有・無

12 税務会計上の償却方法 定率法 (定額法)

13 青色申告 有・無

14 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 鶴見区 鶴見中央 3-20-1

② 鶴見区 鶴見中央 2-10-7

③

15 借用資産 貸主の名称等 (リース会社の名称等を記入してください。)

(株) 瀬谷

16 事業所用家屋の所有区分 自己所有 (借家)

17 備考(添付書類等)

平成 8 年 7 月 1 日 都筑区 茅ヶ崎中央 32-1 より移転。

資産の種類 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)

1 構築物 (建物附属設備) 1,200,000 1,200,000

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具・器具及び備品 400,000 1,250,000 1,650,000

7 合計 400,000 2,450,000 2,850,000

資産の種類 平成 9 年 1 月 1 日現在の帳簿価額 (イ) 評価額 (ロ) 決定価格 (ハ) 課税標準額 (ニ)

1 構築物 (建物附属設備) 0.0 0.0

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具・器具及び備品 0.0 0.0

7 合計 0.0 0.0

※ 印刷は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

「1住所」欄と資産所在地が同一の場合も含め、すべての区内の資産所在地を記入してください。

なお、資産所在地の数が3つを超える場合は「17備考欄」に記入するか別用紙(様式自由)に記入して添付してください。

該当する方を○で囲んでください。非課税該当資産については、P. 5, 23 課税標準の特例については、P. 5, 23, 24, 25を参照してください。

なお、その他の項目の詳細については、最寄りの区役所の償却資産担当にお問い合わせください。

次のような事項を記入してください。

- 添付した書類の名称
- 前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧名称等
- 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
- 企業独自の電算処理により申告をされる場合は、資産種類別に集計した資産件数
- 申告書が送られてきたが、当区内には償却資産が全くない場合はその旨の表示
- その他、この申告に必要な事項

初めて申告される方（資産内容が印字されていない場合）の種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

1～9に記入して下さい。

初めて（横浜市）で申告する方、又は、送付先のみ印字されている方は、この記入例を参考に記入して下さい。

7 改正耐用年数
耐用年数が改正された場合は、次のとおり記入してください。
改正年 欄→改正された年号及び年を記入
改正耐用年数欄の耐用年数→改正された耐用年数を記入
【例えば】平成2年に耐用年数が12年に改正された場合
改正年欄→402と記入
改正耐用年数欄の耐用年数→12と記入

平成 9 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名 横 次郎

枚のうち 枚目

8 増加事由
資産の取得についての事由を○で囲んでください。
1→新品取得
2→中古品取得
3→移動による受け入れ
4→その他（摘要欄に理由を記入してください。）

9 摘要
当該資産について、次のような事項がある場合は、記入してください。
課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第349条の3第1項）、その他

1 異動コード欄 (18)	2 所有者コード (9)	3 年度 (10)	4 ページ (11)	5 資産コード (12)	6 資産の名称等 (13)	7 取得年月 (14)	8 取得価額 (15)	9 耐用年数 (16)	10 改正耐用年数				11 課税標準の特例 (17)	12 減価残存率 (18)	13 価 額 (19)	14 加 入 (20)	15 摘 要 (21)	
									70年	75年	80年	85年						
01					ラインウコウシ	1/401807	1,200,000	10										
02					クーラー	1/401705	400,000	16										
03					クーラー	1/401807	250,000	16										
04					エアコンセット	1/401808	1,000,000	15										
05																		
06																		
07																		
08																		
09																		
10																		
11																		
12																		

1 資産の種類
資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。
*資産順に記入してください。
建築物（建物附属設備）→1
機 械 及 び 装 置→2
船 空 船→3
航 空 機→4
車 両 及 び 運 搬 具→5
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品→6

2 資産の名称等
資産の名称及び規格等を記入してください。
1 使用できる文字及び記号は、カタカナ、アルファベット（大文字）、数字、ハイフン（-）、カンマ（,）、コロン（:）、セミコロン（;）、及びカッコです（漢字及びひらがなは使用できません）。
2 20字を超える長い名称は、20字以内に収めてください。

4 取得年月
当該資産の取得年月を記入してください。
年号欄 3→昭和
" 4→平成
*平成元年の年号・年は「401」となります。

5 取得価額
当該資産の取得価額を記入してください。
取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます（引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）。
法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、P. 26を御覧ください。

6 耐用年数
耐用年数を記入してください。
（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで（別表第3及び第4を除く。）の耐用年数を記入してください。）
1 中古資産については、見込耐用年数による場合は、その耐用年数を記入してください。
2 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。（「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。）

(2) 前年度以前に申告された方（申告書に氏名等が印字されている場合）
の償却資産申告書の記入方法

（申告書送達先のみ印字されている場合は、P. 8 を御参照ください。）

太枠で囲まれた各項目の内容を記入してください。

印字してある内容（申告書送達先も含む）に変更がある場合は、朱線 2
本で抹消し、正しい内容を記載してください。

氏名がカナで印字されている場合でも必ず自署して提出してください。

平成 9 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印 平成 9 年 1 月 17 日
横浜市 中 区 長 様

申告書送達先 〒231 - 中區日本大通 35- 中區港町 1-1
株式会社 横浜車体 様

所 1 住所 (〒231 -) (住所を記入してください。)
中區日本大通 35 (224 局 8208 番)

有 2 氏名 カブシキガイシャ ヨコハマシヤタイコウギョウ (氏名・名称・代表者の氏名・屋号を
(株) 横浜車体工業 記入してください。)
代表取締役 横井 一郎 (印) (印)

者 3 事業種目 自動車
(資本等の金額) 800 万円
4 事業開始年 昭和 31 年 7 月 (決算期 3 月)
5 この申告に
応答する者
の氏名 経 理 神奈川 三郎
(224 局 8208 番)
6 税理士等の
氏名 保 佐 谷 四郎
(334 局 6256 番)

資産の種類	取 得 価 額			
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構 築 物 (建物附属設備)	3,500,000	500,000	1,500,000	4,500,000
2 機 械 及 び 装 置	1,500,000		2,500,000	4,000,000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車両及び 運搬具				
6 工具・器具 及び備品	1,750,000	1,050,000	1,400,000	2,100,000
7 合 計	6,750,000	1,550,000	5,400,000	10,600,000

資産の種類	評 価 額				課税標準額 (2)
	平成 9 年 1 月 1 日現在の 帳簿価額 (イ)	評 価 額 (ロ)	決 定 価 格 (ハ)	評 価 額 (ニ)	
1 構 築 物 (建物附属設備)			0.0	0.0	0.0
2 機 械 及 び 装 置			0.0	0.0	0.0
3 船 舶			0.0	0.0	0.0
4 航 空 機			0.0	0.0	0.0
5 車両及び 運搬具			0.0	0.0	0.0
6 工具・器具 及び備品			0.0	0.0	0.0
7 合 計			0.0	0.0	0.0

※ 印刷は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

所有者コード 30999999

26 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

15 借用資産 (リース資産) 貸主の名称等 (リース会社の名称等を記入してください。)
(有・無)

17 備考(添付書類等)
○ 課税標準の特例に該当する資産を取得したので、
工事計画認可書等を添付します。
○ 申告書送達先を、中區港町 1-1 にしてください。

14 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 中區日本大通 35
② 中區港町 1-1

27 前年度電算
入力の有無 有 無

28 電算入力回数(月)記入欄
定期(1,2,3,4,5,6,7)
例月(4,5,6,7,8,9,10
11,12)

29 課 税 率
増 加
特 例
評 価 額

30 所有者コード 30-999999

「1 住所」欄と資産所在地が同一の
場合も含め、すべての区内の資産所在
地を記入してください。

なお、資産所在地の数 3 つを超え
る場合は「17 備考欄」に記入するか
別用紙(様式自由)に記入して添付し
てください。

該当する方を○で囲んでください。
非課税該当資産については、P. 5, 23
課税標準の特例については、P. 5, 23,
24, 25 を参照してください。

なお、その他の項目の詳細につい
ては、最寄りの区役所の償却資産担当に
お問い合わせください。

- 次のような事項を記入してください。
- 添付した書類の名称
 - 前年中に所有者の住所、氏名また
は名称等に異動があった場合の異動
年月日及び旧住所、旧名称等
 - 納税管理人を定めている場合は、
その者の住所、氏名
 - 企業独自の電算処理により申告を
される場合は、資産種類別に集計し
た資産件数
 - 申告書が送られてきたが、当区内
には償却資産が全くなってしまっ
た場合はその旨の表示
 - その他、この申告に必要な事項

前年度以前に申告された方（資産内容が印字されている場合）の種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

送付された種類別明細書には、前年度までの申告内容を印字してあります。

- 資産の項目を修正する場合→（記入例1）修正する項目を朱線二本で抹消し、その欄内の下段に修正後の
- 資産が減少した場合→（記入例2）該当する資産の「資産の名称等」欄から「課税標準の特例」欄
- 資産が増加した場合→（記入例3）にない余白に記入してください（1～6、8は、必ず記入し
- 種類別明細書を提出する際は、送付されたすべてのページを提出してください。

内容を記入してください。

まで、朱線二本で抹消してください。
てくさい。

⑦—（改正耐用年数）—
耐用年数が改正された場合は、次のとおり記入してください。
改正年 欄→改正された年号及び年を記入
改正耐用年数欄の耐用年数→改正された耐用年数を記入
【例えば】平成2年に耐用年数が12年に改正された場合
改正年欄→402と記入
改正耐用年数欄の耐用年数→12と記入

平成9年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
所有者コード	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	改正耐用年数	課税標準の特例	減価残存率	価額	増加事由	摘要					
01	407000101	アスファルトホソウ	40605	1,500,000	10			0.794	848,251	1.2						
02	408000101	コンクリートホソウ	40708	2,000,000	10			0.794	1,424,436	1.2						
03	2406000102	シ・ユベンテ・ンゼツヒ	40505	1,500,000	15			16.858	880,174	1.2						
04	6401000101	テレビ	36312	800,000	05			0.***	40,000	1.2	廃棄					
05	6407000101	クーラー	40610	500,000	06			0.631	146,025	1.2	移動					
06	6407000102	クーラー	40610	500,000	06			0.681	194,779	1.2	移動					
07		コンクリートブロック	40802	1,500,000	15			0.		0.2						
08	2	シ・ユベンテ・ンゼツヒ	40811	2,500,000	15			0.		0.2						
09	6	クーラー	40704	400,000	06			0.		0.2						
10	6	クーラー	40808	1,000,000	05			0.		1.2						
11								0.		3.4						
20		小計		10,600,000												

⑧—（増加事由）—
増加資産を記入した場合は、増加事由を○で囲んでください。（計上もれ、申告もれを含む。）
1→新品取得
2→中古品取得
3→移動による受け入れ
4→その他（摘要欄に理由を記入してください。）

⑨—（摘要）—
当該資産について、次のような事項を記入してください。
1 資産が減少した場合、その年月と理由
2 課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第349条の3第1項）
3 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示

①—（資産の種類）—
新たに記入する場合
資産の種類に対応する1～6の数字を記入してください。
*資産順に記入してください。
構築物（建物附属設備）→1
機械及び装置→2
船→3
航空機→4
車両及び運搬具→5
工具・器具及び備品→6

②—（資産の名称等）—
新たに記入する場合
資産の名称及び規格等を記入してください。
1 使用できる文字及び記号は、カタカナ、アルファベット（大文字）、数字、ハイフン（-）、カンマ（,）、コロ（:）、セミコロ（;）、及びカッコです（漢字及びひらがなは使用できません。）
2 20字を超える長い名称は、20字以内に収めてください。

④—（取得年月）—
当該資産の取得年月を記入してください。
年号欄 3→昭和
" 4→平成
*平成元年の年号・年は「401」となります。

⑤—（取得価額）—
当該資産の取得価額を記入してください。
取得価額は、償却資産を取得するために支出した金額をいいます（引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）
法人税法及び所得税法の規定による圧縮記載については、P. 26を御覧ください。

⑥—（耐用年数）—
耐用年数を記入してください。
（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで（別表第3及び第4を除く。）の耐用年数を記入してください。）
1 中古資産については、見積耐用年数による場合は、その耐用年数を記入してください。
2 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。（「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。）

償却資産の課税の状況（平成9年度）

（単位：千円、％）

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		構 成 比	
			特 例 適 用 分 (イ)	特 例 非 適 用 分 (ロ)		
市決 構 築 物	17,469,163,839	16,937,138,162	614,046,280	16,323,091,882		
町定 機 械 及 び 装 置	45,307,607,677	44,385,360,569	1,333,241,288	43,052,119,281		
村し 船 舶	767,051,909	419,730,726	277,284,438	142,446,288		
町た 航 空 機	30,597,680	29,309,964	2,574,847	26,735,117		
がも 車 両 及 び 運 搬 具	536,258,228	525,863,606	10,650,700	515,212,906		
価の 工 具・器 具 及 び 備 品	19,948,697,850	19,915,719,353	56,290,355	19,859,428,998		
等 調 整 額	555,752	555,752	-	555,752		
を 小 計 (ハ)	84,059,932,935	82,213,678,132	2,294,087,908	79,919,590,224	62.70	66.10
法 自治大臣が価格等を決定し配分し	46,861,239,861	39,518,326,398	-	-	34.96	31.77
第 三 八 九 条 関 係 したもの (ニ)						
道府県知事が価格等を決定し配分	2,204,292,650	1,751,064,860	-	-	1.64	1.41
したものの (ホ)						
小 計 (ヘ)	49,065,532,511	41,269,391,258	-	-	36.60	33.18
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ト)	936,137,296	891,663,408	-	-	0.70	0.72
合計 (ハ) + (ヘ) + (ト) (チ)	134,061,602,742	124,374,732,798	-	-	100.00	100.00
同 市 町 村 分 の 額 (リ)	-	123,780,440,785	-	-	-	99.52
上 の 道 府 県 分 の 額 (ヌ)	-	594,292,013	-	-	-	0.48
内 訳						
税 市町村分の税額 (リ) × $\frac{1.4}{100}$	-	1,732,926,171				
道府県分の税額 (ヌ) × $\frac{1.4}{100}$	-	8,320,088				
額 合 計 (チ) × $\frac{1.4}{100}$	-	1,741,246,259				

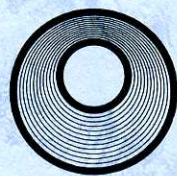
※平成9年度固定資産の価格等の概要調書による。

納税義務者数に関する調

(単位：人)

区 分	法定免税点以上のもの	法定免税点未満のもの	合 計
大都市	355,754	1,114,009	1,469,763
都 市	720,242	938,400	1,658,642
町 村	401,368	541,852	943,220
合 計	1,477,364	2,594,261	4,071,625

※平成9年度固定資産の価格等の概要調書による。



(財)資産評価システム研究センター